

お子さんの「きこえ」の 手引き



「新生児聴覚検査」から「療育」までを
遅滞なく円滑に実施するための手引き

はじめに

子どもの難聴は成長や発達に大きく影響するため、できるだけ早期に気づき、乳幼児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階とそれぞれにおいて適切な支援を受けることが重要で、適切な支援により難聴があってもコミュニケーション能力の発達が促進され、自立した社会生活がしやすくなることにつながります。

北海道では、令和元年に「新生児聴覚検査体制検討協議会」を設置し、道内の全ての新生児が聴覚検査を受けられる体制の整備と、要支援児を療育につなげていくための体制整備に向けて、各機関の役割や現状と課題等について検討を行ってきました。新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するためには、支援の流れや各機関の役割を具体的に表した手引書が必要であるとの検討結果を踏まえ、本手引きを作成しました。

新生児聴覚検査を実施する医療機関、療育機関、保健所及び市町村保健センター等の皆様には、本手引きを参考にいただき、難聴の早期発見のための聴覚検査、再検査や精密検査から、難聴がある場合には必要な治療、療育につながっていけるよう、各機関が連携を図り、お子さんや保護者の方々への支援を行っていただけると幸いです。

北海道の全てのお子さんが新生児聴覚検査を受け、難聴があっても早くから適切な支援を受けられ、誰もが健やかに生育できる体制づくりに向け、多くの皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本手引きの作成に当たりご尽力をいただきました北海道新生児聴覚検査体制検討協議会のメンバーの皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

北海道新生児聴覚検査検討協議会 座長 三戸 和昭

目次

はじめに.....	1
1 新生児聴覚検査及び早期療育の意義.....	4
2 新生児聴覚検査から療育までの流れ.....	5
3 新生児聴覚検査について.....	6
(1) 新生児聴覚検査の概要.....	6
(2) 実施時期及び実施場所.....	6
(3) 保護者への説明と同意取得.....	6
(4) 産科医療機関における新生児聴覚検査（初回検査、確認検査）.....	6
(5) 検査方法.....	6
(6) 新生児聴覚検査（初回検査、確認検査）の結果と対応.....	7
4 精密検査について.....	8
(1) 実施時期及び実施場所.....	8
(2) 精密検査の方法.....	8
(3) 精密検査の結果と対応.....	8
5 難聴児の療育について.....	9
(1) 乳幼児の難聴について.....	9
(2) 難聴児に対する療育.....	11
(3) 療育・教育機関.....	11
6 地域における支援体制について.....	13
(1) 関係機関の連携体制.....	13
(2) 関係機関の役割.....	13
7 社会資源リスト（北海道版）.....	20
(1) 検査が実施可能な分娩取扱医療機関.....	20
(2) 精密聴力検査機関.....	23
(3) 二次聴力検査機関.....	23

(4) 児童発達支援センター	24
(5) 道立保健所	25
(6) 道立特別支援学校(聴覚障がい)	27
(7) 聴覚障がい児への公的助成制度	27
8 資料編	30
(1) 用語解説	30
(2) 保護者への支援において特に配慮すべきこと	32
(3) 保護者向け手引き(リーフレット)	33
(4) 家庭でできる「きこえ」と「ことば」の発達のチェックリスト	34
(5) 様式集	35
(6) 新生児聴覚検査実施要綱	45
(7) 北海道新生児聴覚検査体制検討協議会	53
(8) 参考文献	54

Ⅰ 新生児聴覚検査及び早期療育の意義

先天的に難聴のある子どもは、1,000人に1~2人の割合で生まれてくるとされ、道内の出生数にあてはめると、北海道においても毎年30~60人の新生児に難聴があるものと推察されます。他の先天性疾患に比べて頻度が高く、新生児期のスクリーニング検査で難聴の可能性のある子どもを発見することができます。

小児期の難聴は、気づかずにいると言語の発達・獲得の遅れにつながりますが、早期に発見され、適切な療育（聴覚学習、言語指導など）を行えば、難聴による影響が最小限に抑えられます。言語の発達・獲得は、コミュニケーションの形成、情緒・社会性の発達にも影響を与えるため、難聴の早期発見はとても重要です。新生児の難聴を早期に発見することで、言語発達の最も重要な時期に治療・療育を行うことが可能になります。

1990年代より欧米諸国を中心に新生児聴覚検査が導入され、生後1か月までに新生児聴覚検査、3か月までに精密検査を実施し、6か月までに療育開始という1-3-6ルールが提唱されるようになりました。

例えば、補聴器が必要な程度の先天性難聴が早期に見つかった場合、生後6ヶ月までに補聴器を装用し、早期から言語の訓練や補聴器を通して音を聞く練習をしていくなど、難聴児の状況に応じた適切な対処が可能となります。しかし、新生児聴覚検査を行わないと、難聴が重度であっても1歳前後まで、軽度・中等度の場合は、3歳児健診や就学時健診まで気づかないことがあり、言語等の発達の遅れにつながってしまいます。

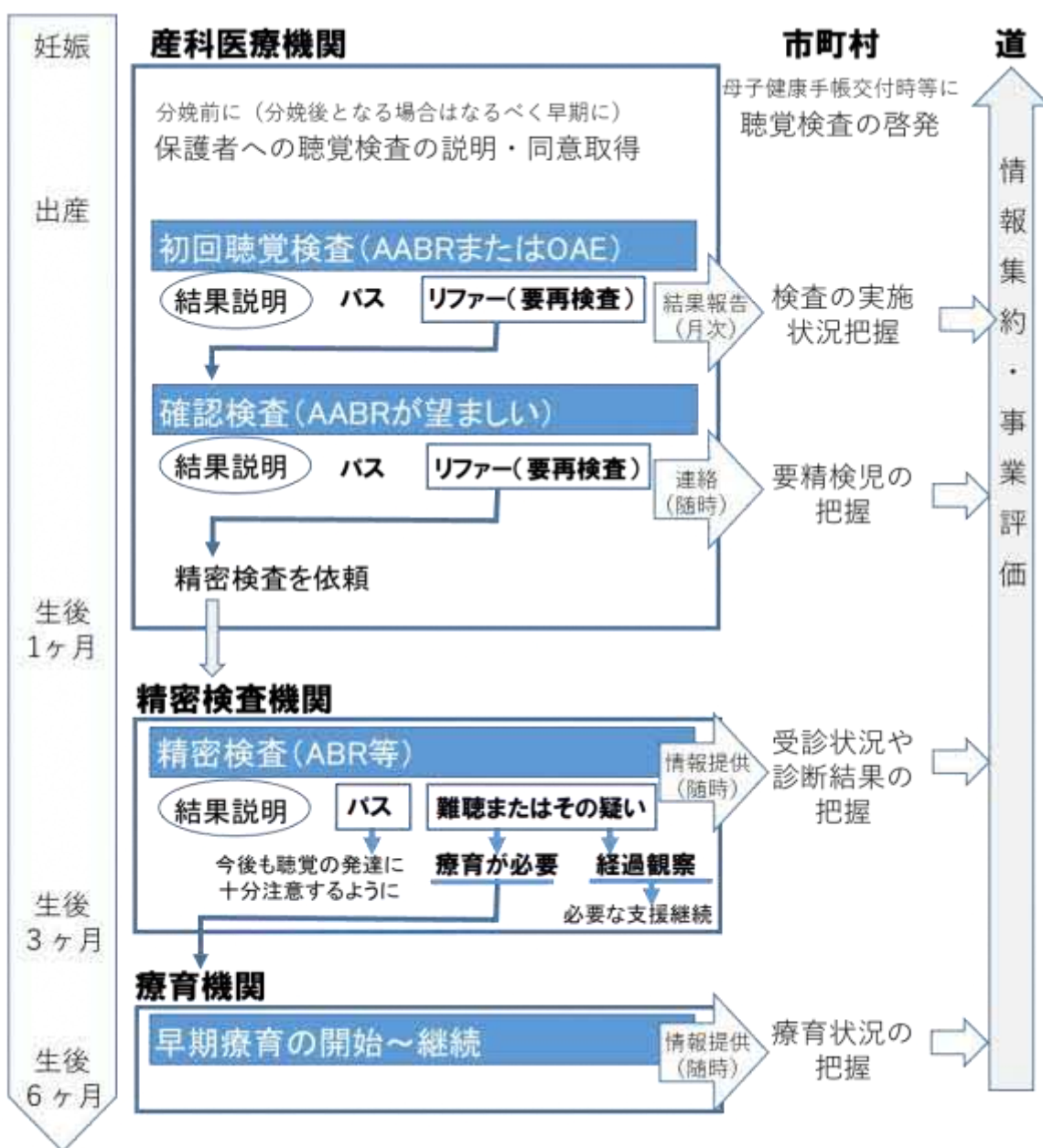
道内においても、新生児聴覚検査を受ける新生児数は次第に増加しており、令和元年に生まれた子どもの8割以上が検査を受けています。新生児聴覚検査によるスクリーニングは、難聴の早期発見に極めて重要であり、道内の全ての新生児が確実に検査を受けられる体制を整備すること、また、先天性難聴児を早期に診断して、治療・療育に適切につなげることが求められています。

2 新生児聴覚検査から療育までの流れ

新生児の難聴は、産科医療機関における新生児聴覚検査（初回聴力検査・確認検査）と、その後の耳鼻咽喉科等の精密検査実施医療機関（以下「精密検査機関」という。）における精密検査を通して発見されます。

新生児聴覚検査は生後1か月以内に行うことが望ましく、検査の結果が「リファー（要再検査、Refer）」となった場合は、生後3か月までに精密検査を、難聴が確認され療育が必要な場合は、生後6か月までに療育を開始することが大切です。

このため、産科医療機関、精密検査機関、母子保健を担う市町村及び道が連携を密にして、新生児が適切な時期に必要な検査を受けられ、確実に療育につなげていく体制をつくる必要があります。



3 新生児聴覚検査について

(1) 新生児聴覚検査の概要

新生児聴覚検査は、先天性難聴の早期発見を目的として実施する聴覚検査です。

検査結果は、異常が認められない「パス (Pass)」と、再検査が必要な「リファー (要再検査、Refer)」に分かれます。

新生児聴覚検査では、自動 ABR (自動聴性脳幹反応)、OAE (耳音響反射) の2種類の検査機器が主に使用されており、新生児期に5分ほどの短い時間で検査を行うことができます。

新生児聴覚検査 (初回検査・確認検査) は、より詳しい検査が必要な子どもを選び出すためのものであり、難聴の有無の判定はできません。確認検査でリファーとなった場合は、精密検査機関での詳しい聴力検査によって、難聴の有無や程度等の確定診断を受けることになります。

(2) 実施時期及び実施場所

産科医療機関で入院中に検査可能であれば、出生後の入院中に実施します。NICU 等に入院している新生児の場合は、全身の状態が落ち着いてから実施します。

入院中に聴覚検査を実施できなかった場合は退院後に実施します。分娩した医療機関で検査機器を有していない場合は検査を実施している医療機関 (産婦人科、小児科等) で、生後1か月以内に検査を受けることが推奨されています。

(3) 保護者への説明と同意取得

妊婦健診時や分娩入院時に、分娩後の場合はなるべく早い時期に、保護者に対して新生児聴覚検査について説明を行います。その際、検査の目的、検査の方法、検査結果がリファーの場合の対応等を説明し、検査の実施及び検査結果の利用について、事前に文書による同意を得ておきます。

(4) 産科医療機関における新生児聴覚検査 (初回検査、確認検査)

道内では、分娩を取り扱っているほとんどの医療機関で新生児聴覚検査の検査機器が整備されています。産科医療機関での入院期間中に、生後2~4日ごろに初回検査を行い、リファーの場合には、退院までの概ね生後1週間以内に確認検査を実施します。

(5) 検査方法

初回検査は、自動 ABR (聴性脳幹反応)、OAE (耳音響放射) のいずれか、もしくは両方によって実施します。確認検査は、より精度の高い自動 ABR によって実施することが望ましいといわれています。

(6) 新生児聴覚検査(初回検査、確認検査)の結果と対応

検査の結果は、新生児聴覚検査結果票等により、保護者に説明します。

① パス(Pass)

検査の結果、聴力に異常が認められなかったこと。

ただし、低音域の難聴の場合はパスとなることがあるため、パスであっても難聴の可能性を完全に否定できるものではありません。

また、おたふくかぜや中耳炎による難聴や進行性難聴など、新生児期には発見できない難聴もあるため、パスの場合であっても、継続して聴覚の発達に注意していくよう、保護者に説明します。

② リファー(要再検査、Refer)

検査の結果、再検査が必要なこと。

聴力検査(初回検査)でリファーとなった場合は、もう一度聴力検査(確認検査)を実施します。確認検査でリファーとなった場合は、耳鼻咽喉科等の精密検査機関を紹介して精密検査を実施します。

初回検査及び確認検査においてリファーであっても、難聴ではない場合も多くあり、精密検査機関等で診断されるまでは難聴の有無を判定できません。保護者に対し十分な説明を行って検査結果を正しく理解してもらい、精密検査の受診につなげます。保護者の同意を得て市町村等と情報共有し、連携して寄り添った支援を行うことが重要です。

③ 片側がリファー(要再検査、Refer)で反対側がパス

確認検査で片側のみリファーとなった場合も、精密検査が必要です。片耳難聴(一側性難聴)の場合、健聴側の聴力管理等のため耳鼻咽喉科医師によるフォローが重要となります。

④ 検査結果の母子健康手帳への記載

聴覚検査を実施した医療機関は、実施年月日、検査方法、検査結果を母子健康手帳に記載します。

4 精密検査について

(1) 実施時期及び実施場所

精密検査は、耳鼻咽喉科等の精密検査機関で行われ、難聴の有無と程度の診断に用いられます。生後3か月頃までに精密検査による難聴の確定診断を行い、遅くとも生後6か月頃までには補聴器の装用や必要な療育を開始できることが望まれます。

精密検査機関は道内に8箇所ありますが、いずれも札幌市または旭川市に所在しています。身近に精密検査機関がない場合には、二次聴力検査機関においても難聴の有無の診断ができ、必要時に精密検査機関に紹介されます。(精密検査機関及び二次聴力検査機関については「7 社会資源リスト」参照)

(2) 精密検査の方法

ABR(聴性脳幹反応検査)や ASSR(聴力定常反応検査)といった他覚的検査と、BOA(行動反応聴力検査)等の行動反応検査を組み合わせ難聴の有無を判断します。

【ABR(聴性脳幹反応検査)】

防音室でクリック刺激による ABR の閾値検査を左右の耳に対して行います。難聴の有無は、閾値が正常範囲内にあるかどうかによって判定します。脳幹の未熟性あるいは障がいの有無などにも注目します。

【行動反応検査】

BOA(聴性行動反応聴力検査)、COR(条件詮索反応聴力検査)等により、年齢相応の反応閾値(聞こえ始め)か否か、あるいは上昇しているか判定します。

(3) 精密検査の結果と対応

精密検査で難聴を認めた場合(又はその疑いがある場合)は、医師等が保護者に適切な医療や早期支援の必要性と効果を説明し、必要に応じて療育機関へ紹介して早期に療育が開始できるようにします。

精密検査機関では、難聴の診断後も定期的に聴力の評価、医学的管理、補聴器の評価等を行います。

5 難聴児の療育について

精密検査の結果、難聴が確定もしくはその可能性が高い場合は、精密検査機関と市町村、関係機関が連携しながら、聴覚の再評価、補聴器の選択・フィッティングを行うとともに、カウンセリングなど保護者の不安を受け止め寄り添いつつ難聴児を早期療育につなげていく体制が必要です。

(1) 乳幼児の難聴について

1 きこえの仕組みと難聴

音は空気の振動（音響）です。空気の振動は外耳から中耳を経て内耳まで伝えられ、内耳で電気信号に変換され、その後音の複雑な分析処理が行われつつ聴神経を伝わり脳幹を経て大脳で認知されます。この大脳での認知が「音を感じる」ということです。

この一連の「音響の受容から認知までの機構と機能及びそれを通じて生じる感覚」（日本聴覚医学会）が聴覚です。

音響の受容から認知までの機構と機能のいずれかに支障がある場合が難聴ですが、外耳道から鼓膜、耳小骨を通して内耳まで振動を伝える経路に異常がある場合を伝音難聴といい、内耳に伝わった振動を電気信号に変えて脳の聴覚野に伝える過程に異常がある場合を感音難聴といいます。

<難聴の種類>

	伝音難聴	感音難聴
異常部位	外耳、中耳（内耳まで振動を伝える経路）の異常	内耳、蝸牛神経、脳（振動を電気信号に変えるか、或いは電気信号を脳に伝える過程）の異常
支障	音が小さく聞こえる	音が聞こえない・音がひずむ、音が聞こえるけれども言葉が聞き取れない、など

出典：一般財団法人 耳鼻咽喉科学会 HP

<難聴の程度>

重度	補聴器を用いても聞き取れないことが多い。人工内耳の装用が考慮される。
高度	非常に大きい声か補聴器を用いないと会話が聞こえない。しかし、聞こえても聞き取りには限界がある。
中等度	普通の大きさの声の会話の聞き間違いや聞き取りの困難を自覚する。
軽度	小さな声や騒音下での会話の聞き間違いや聞き取りに困難を自覚する。

出典：日本聴覚医学会「難聴対策委員会報告・難聴（聴覚障害）の程度分類について」

<片耳難聴（一側性難聴）について>

片側の聴力が正常な片耳難聴（一側性難聴）は、言葉の発達に大きな問題はきたさないことがほとんどですが、言葉が出てくるのが少し遅れてくることがあります。発音が不明瞭であるとか、言葉の発達が遅いようであれば療育が必要となることもあります。

また、音の方向がわからない、3人以上で話すときに話についていけない、学校で席によっては先生の声がよく聞き取れないなどの問題があらわれるため、複数人数でのコミュニケーションが増えてくる幼児期後期から学童期にかけては、そうした問題が生じていないかに気を配る必要があります。補聴器や補聴システムが役に立つこともあります。

保護者にも留意を促すとともに、市町村内においても関連部署と情報を共有し、連携をとりつつ子どもを支援することが求められます。

2 新生児期に見つけるべき難聴

乳幼児の難聴には、先天性のものと乳児期以降に難聴があらわれるものがあります。新生児聴覚検査で見つけられる難聴のうち、約半数は、極低出生体重児・重症仮死などのハイリスク因子がありますが、残りの半数は特別なリスク因子がなく出生時には何らの異常を示さない児で、検査をして初めて難聴が発見されます。

※先天性聴覚障がいハイリスク因子

- ・ 極低出生体重児
- ・ 重症仮死
- ・ 新生児高ビリルビン血症（交換輸血考慮例）
- ・ 子宮内感染（風疹、トキソプラズマ、梅毒、サイトメガロウイルス等）
- ・ 顔面頭頸部の奇形
- ・ 聴覚障がいの合併が知られている先天異常症候群
- ・ 細菌性髄膜炎
- ・ 先天性難聴の家族歴（両親、きょうだい、祖父母）
- ・ 聴神経毒性薬剤使用（3日間以上。アミノグリコシド、ループ利尿剤等）
- ・ 人工換気療法（5日間以上）

3 新生児期には発見できない難聴

新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴、中耳炎等に伴う難聴は、新生児聴覚検査では発見できません。乳幼児健康診査などの場や、家庭や保育所、幼稚園での観察で発見することが重要になります。

新生児聴覚検査で異常がなかったから今後も大丈夫とは思わずに、乳幼児健康診査や1歳6か月健康診査、3歳児健康診査でも聴覚の評価を十分に行っていくことが大切です。

(2) 難聴児に対する療育

療育とは、障がいのある子どもに対し、自立して生活できるよう、個々の発達の状態や障がい特性に応じた育ちの支援をすることをいいます。

難聴児においても健聴児と同じく、健やかな親子関係の形成を促し、コミュニケーションの基盤をつくっていくことが大切です。難聴児への支援は「ことば」だけでなく、個々の子どもの諸能力が最大限に発達するよう支援します。聞こえやすくなるように環境に配慮して聞こえの支援を行い、言葉を発達させていきます。

脳の可塑性が認められる時期の学習が有効であることは広く認められていますが、難聴においても、早期支援が言語力、言語性認知能力を高めることが実証されています。言葉の発達に影響を与える程度の難聴がある場合、早期（生後6か月以内がひとつの目安）に療育を始める必要があります。

療育の要否や適切な開始時期については、精密検査等を通して専門家によって判断されますが、保護者への丁寧な説明と理解（インフォームドコンセント）が重要です。これを踏まえて、早期療育の機会やそこにつながる専門家の判断の時期を逸しないことが大切です。

(3) 療育・教育機関

難聴児の早期療育を支援する機関として、専門の耳鼻咽喉科等の医療機関や、北海道立子ども総合医療・療育センター、道立聾学校などがあります。

ア 療育機関等

専門の耳鼻咽喉科等の医療機関、北海道立子ども総合医療・療育センターなどでは、難聴児の診断や治療の提供とともに、言語聴覚士による言語指導などを実施しています。

<専門医療機関での療育の内容例>

- ・ 保護者支援 保護者に難聴についての知識を伝え、家庭での関わり方を指導
- ・ コミュニケーション指導 遊びや教材を通して、子どもと円滑なコミュニケーションをとったり、言葉の素地を育てる等
- ・ ことばの訓練 遊びや教材を通じて物事の名称を教え（音声・手話）語彙を増やす等
- ・ 聴力管理 聴力検査や日々の聞こえの管理指導、補聴器や人工内耳といった補聴に関わる相談・調整・評価等

また、地域の身近な療育支援施設として、「児童発達支援事業所」があります。「児童発達支援事業所」では、他の障がい児とともに難聴児を受け入れて療育支援を行っています。障がいのあるお子さんが通い、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

「児童発達支援事業所」のうち、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児が利用する保育所等への援助・助言等を併せて行う地域の中核的な療育支援施設が「児童発達支援センター」です。

イ 聾学校乳幼児相談室

道立聾学校及び釧路鶴野支援学校（高等聾学校を除く。）では、幼稚部入学前の0歳～2歳児とその保護者を対象に、道立聾学校専門支援事業（聴覚障がい乳幼児療育事業）を実施しています。各聾学校に「乳幼児相談室」を設置し、保護者からの相談を受けたり、遊びを通じた療育を行ったり、基本的な生活習慣の習得や子どもと保護者の良好な関わりに向けた支援をしています。相談は無料で受けられます。

また、市町村保健センター等の関係機関を訪問し、乳幼児相談室の活動の周知や、難聴児支援についての情報提供など、連携体制づくりを行っています。児童発達支援事業所と連携して、事業所に通う難聴児への個別支援にも取り組んでいます。

<乳幼児相談室の内容>

- ・ 個別指導 子どもと保護者の接し方などを個別に相談支援
- ・ グループ活動 自由遊び、リズム遊び、設定遊び、季節の行事などを通して、基本的な生活習慣の習得や情緒の安定、保護者や友だちとの関わりを通し、社会性の育成を目指す
- ・ 保護者教室 保護者への情報提供、先輩保護者との交流など

※リーフレット「すこやかな育ちのために ～特別支援学校（聾学校）の乳幼児相談～」で、乳幼児相談室の活動を紹介しています。下記 URL または QR コードからご覧ください。

▼掲載 URL（北海道教育庁学校教育局特別支援教育課 HP 上）

http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=209&room_id=1&cabinet_id=4&file_id=577&upload_id=1248



乳幼児相談室のスケジュールの例

- 9：30 相談室へ
健康チェック
自由遊びなど
- 10：30 朝の活動、季節の活動
お絵かき、工作など
- 11：30 設定遊び
- 12：00 親子でお弁当
- 13：00 連絡、下校

※午前中の活動の場合や、個別指導の日もあります。

6 地域における支援体制について

(1) 関係機関の連携体制

新生児聴覚検査から早期療育へ円滑につなげるためには、関係機関の連携が不可欠です。確認検査において「要精検」とされた場合にも全てが「難聴」と診断されるわけではありませんが、精密検査で診断が確定するまでも含めて保護者の不安は計り知れません。

地域においては、医療機関や医師会、市町村、保健所等の関係機関が、この検査の趣旨を十分理解した上で、それぞれの役割に応じて連携し、地域の特性に配慮した支援ネットワークを構築することが重要となります。

また、巻末の資料編に、保護者への説明や関係機関間での連絡に使用する様式を参考様式として掲載しておりますので、ご活用ください。

(2) 関係機関の役割

① 医療機関の役割

産科医療機関

■ 新生児聴覚検査の説明と同意取得

妊娠中または分娩後のなるべく早期に、新生児聴覚検査の必要性やリファーとなった場合のその後の対応について保護者が正しく理解できるよう、検査の目的や内容、方法についてわかりやすく説明を行います。保護者の同意が得られたら、「新生児聴覚検査同意書兼申込書」[参考様式1](#)の記入をお願いします。

■ 新生児聴覚検査（初回検査、確認検査）の実施

入院中に検査を実施します。リファーとなった場合には、退院までに確認検査を実施します。

■ 検査結果の説明

入院中に、保護者の心理状態を十分に配慮し、検査結果を説明します。[参考様式2](#) [参考様式3](#)

■ 精密検査機関の紹介

確認検査の結果、リファーとなった場合は、保護者に過度の不安を持たせないように説明の上、精密検査機関（地域や保護者の状況によっては二次聴力検査機関）を紹介します。[参考様式4](#)

■ 母子健康手帳への検査結果の記載

保護者に説明し、同意を得たうえで、母子健康手帳に検査結果を記録します。検査の写しの貼付でもかまいません。

■ 保護者のフォローアップ

検査結果がリファーである場合などには、随時、保護者からの相談に対応するなどのフォローアップを行い不安の軽減に努めます。

■ 新生児聴覚検査の実施状況報告

新生児聴覚検査の評価を行うため、毎年、指定の様式に実施状況を記載し道に提出します。

精密検査機関

■ 精密検査の説明

精密検査の内容や費用等についてわかりやすく説明を行い、保護者が十分理解した上で検査を実施します。[参考様式5](#)

■ 精密聴力検査の実施

赤ちゃんの聴力検査を実施し、難聴について確定診断を行います。

■ 検査結果の説明

耳鼻咽喉科医から結果の説明を行います。療育が必要な状態の場合は、早期療育に対応する教育・療育機関と連携をとりながら、保護者に療育の必要性やその内容について説明します。

■ 精密検査の結果報告

精密検査の結果を紹介元の産科医療機関等に報告します。[参考様式6](#)

■ 保護者へのフォローアップ

保護者の不安に随時相談対応する等のフォローアップを行うとともに、保護者の意向をふまえつつ、療育機関や市町村保健師へ連絡します。[参考様式7](#) [参考様式9](#)

■ 治療・療育指導

治療を要する疾患への投薬や手術のほか、専門医療機関の立場で難聴の療育の指導を行います。

■ 新生児聴覚検査の実施報告

新生児聴覚検査の評価を行うため毎年、指定の様式に実施状況を記載し道に提出します。

小児科医療機関

■ 総合的な身体発育診察

精密検査で難聴が疑われる場合は、子宮内感染の有無等、乳幼児の難聴を引き起こす疾患について小児科学的診断を行って、赤ちゃんの総合的な身体発育を評価します。片耳難聴（一側性難聴）の場合、健聴側の聴力低下が起こらないよう、原因となるおたふくかぜに対する予防接種を勧めます。後発の難聴の早期発見に努め、難聴が疑われる場合は地域の耳鼻咽喉科等の医療機関や精密検査機関へ紹介します。

■ 保護者のフォローアップ

保護者の不安に随時相談するなどのフォローアップを行うとともに、市町村等の相談窓口を紹介します。

■ 耳鼻咽喉科医・教育・療育機関・市町村等との連携

赤ちゃんや保護者に対してフォローアップが必要な場合には、耳鼻咽喉科、教育・療育機関、市町村等と連携を図り、その後の経過を把握しながら継続的な支援に努めます。

※新生児聴覚検査を小児科（新生児科）で実施する場合には、前述「産科医療機関の役割」に準じて行います。

② 教育・療育機関の役割

教育機関（聾学校）

■ 保護者への支援

子どもの「ことば」や「こころ」の育ちには、保護者の安定した関わりが重要です。難聴の診断を受けて教育機関を訪れた保護者に対しては、まず不安をしっかりと受け止めた上で、子どもにとって必要なことは何か、具体的に今できることは何かなど、一緒に考えながら保護者自身で整理して考えていけるように支援します。

■ 全体的な発達と親子コミュニケーションの支援

聴覚障がいや言語発達への対応だけでなく、乳幼児期は親子の愛着関係をもとにして、全体的な発達（身体や運動の発達・基本的な生活習慣・対人関係の発達など）がみられる時期である点にも目を向ける必要があります。スキンシップや関わり遊び、手遊び歌や絵本、クッキングなど、親子で楽しく遊ぶ中で、「ことば」をはぐくむポイントを伝えるなど、保護者が自信を持って育児やコミュニケーションができるよう支援していきます。

■ 聴覚活用

耳鼻咽喉科等の医療機関と連携して、乳幼児の発達に応じて、聴性行動反応聴力検査（BOA）や条件詮索反応聴力検査（COR）、プレイオージオメトリ（遊戯聴力検査）等を用いて、聴力の状況を適宜確認します。

また、補聴器の選択や調整のための情報提供（聴性行動の観察及び装用効果の評価）を行います。保護者に補聴器の効果を説明し、家庭生活の中で音や声に自らも気づき、補聴器を使用している子どもが聞き取れるよう意図的に声を出すような働きかけ方を伝えていきます。

難聴の程度により、必要に応じて、人工内耳についての基礎的な情報提供を行います。

■ 視覚活用

子どもと目を合わせて関わり、視覚的な手がかり（実物・絵・写真など）も添えて理解を促すことを推奨します。表情豊かに指さしや身振りも交えて伝え合う手応えを親子で会得できるよう支援します。また、親子の会話を深めていくために手話や指文字を活用することの意義を伝え、子どもの成長にそってこれらを習得するよう促します。

■ 他機関との連携

個人情報に配慮しつつ医療・保健・福祉関係者と情報を共有し、早期療育が円滑に進むよう、関係者が連携してフォローアップしていきます。【参考様式8】

また、他の療育機関や保育園等を利用される場合は、保護者の了解を得た上で、担当者間で情報交換や相互訪問を行い、療育が効果的に進むよう協働していきます。

全道6カ所ある聾学校及び釧路鶴野支援学校は、北海道の聴覚障がい教育の中核機関として、難聴児の早期療育及び早期教育の重要性について理解と啓発を進めます。

■ 長期的な視点での支援

聾学校及び釧路鶴野支援学校では、0歳～2歳の難聴児の相談窓口として「きこえ」と「ことば」の相談を行っています。保護者にとっては、幼稚部から高等部までの様々な子どもの姿にふれたり、保護者同士が出会い情報交換の機会を得たりすることのできる場です。保護者が子どもの将来のイメージを持って安心して子育てできることは、子どもの成長にとっても重要です。

乳幼児期から就学期、その後まで、長期的な視点で難聴児及びその保護者を支援していきます。

地域の療育機関

■ 地域療育の実施

難聴児の療育支援を行う機関では、保護者と面談して療育方法等の説明を行うとともに、療育の計画を策定します。日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等、他の障がい児とともに、身近な地域の生活の中で支援を行います。

地域療育の実践に当たっては、医療機関との情報交換、市町村・保健所や他の療育機関との連携を図り、必要に応じて関係機関に対し療育指導状況を報告します。【参考様式8】

※保護者や子どもへの支援について、前述「教育機関（聾学校）の役割」に準じて行います。

③ 市町村の役割

■ 新生児聴覚スクリーニングの啓発

保護者が新生児聴覚スクリーニングの意義や検査の内容等について理解できるよう、母子健康手帳交付時や母親学級、両親学級などにおいて、啓発・受診勧奨を行います。

■ 聴覚検査の受診状況の把握

新生児訪問や、3, 4か月健診等の機会に、母子健康手帳の聴覚検査結果記入欄を確認し、実施年月日、方法、結果等を把握します。

なお、毎年度の検査受診者数、検査方法、結果については、北海道に報告します。

ア 母子健康手帳に実施年月日、方法、結果まで記載・貼付のある場合

→検査結果が「パス(Pass)」の場合

特に対応の必要はありませんが、パスの場合でも後天性難聴や特殊な難聴を有する場合もあるので、その後も乳幼児健診時や、日常生活の中で音に対する反応の不良等があれば、耳鼻咽喉科へ相談するよう勧めます。

→検査結果が「リファー（要再検査、Refer）」の場合

精密検査を受けているか、または受ける予定となっているかを確認します。

●精密検査を受けている場合

受診時期や、受診した医療機関名、検査結果を聞き取ります。

精密検査で聴覚障がい認められた、またはその疑いが強いとされた場合は、検査を実施した医療機関から保護者に早期療育支援が可能な施設や、聾学校の教育相談等が紹介されているかどうかを確認します。紹介されていない場合は、これらの情報提供を行います。

●精密検査を受ける予定となっている場合

受診予定時期を聞き取ります。また、受診予定日頃に保護者に連絡を取り、精密検査の結果を聞き取ります。（以降は、精密検査を受けている場合の対応と同じ）

●精密検査を受けていない場合

検査の意義や内容を十分説明し、精密検査機関を紹介して、早めに検査を受けるよう勧めます。

また、受診予定日頃に保護者に連絡を取り、精密検査を受けたかどうかを確認し、未受診の場合は、再度検査を受けるように勧めます。（以降は、精密検査を受けている場合の対応と同じ）

イ 新生児聴覚検査をしたことはわかるが、母子健康手帳に検査方法や検査結果の記載・貼付がない場合

不足している情報を保護者からの聞き取り、上記アに準じて対応します。保護者が把握していない場合は、検査を受けた産科医療機関に確認することを勧め、後日内容を保護者から確認します。

ウ 何も記載がない場合

出産した産科医療機関等で聴覚検査を受けたかどうかを保護者に確認します。

●聴覚検査を受けていた場合

聞き取りにより、検査の実施年月日、方法、結果を確認し、上記ア又はイに準じて対応します。

●聴覚検査を受けていない場合

検査の意義や内容を十分説明し、産婦人科等において聴覚検査を受けるよう勧めます。

状況により、聴覚検査の実施が困難な場合には、3～4か月児健康診査や保護者が「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達チェックリスト」などを活用し、日常生活の中で確認を促します。また、心配なことがあれば、かかりつけの医師又は聾学校及び釧路鶴野支援学校の乳幼児相談室に相談を勧めます。

●聴覚検査を受けたかどうかを保護者が覚えていない場合

出産した産科医療機関に確認することを勧め、後日その内容を保護者から確認します。

■ 保護者への個別支援

聴覚検査（初回検査、確認検査）で「リファー（要再検査、Refer）」となった場合は、生まれたばかりの赤ちゃんの難聴の可能性を指摘するため、保護者の不安が大きくなります。また、難聴の有無や程度が確定するまでには、長期間にわたる検査を繰り返すことになるため、親に寄り添った継続的な個別支援が必要になります。

精密検査を行っている期間中や、診断が確定した時、療育を開始した時などには、保護者は子どもの障がいを心配し、将来に対する強い不安に悩みながら育児をしているので、支援に当たっては配慮が必要です。

- ・ 保護者の不安が大きい場合は、よく傾聴して不安を受容します。
- ・ 精密検査を受診していない場合などには、保護者の理解度に応じてわかりやすく、検査の必要性や早期治療、早期療育の重要性などを伝え、受診を推奨します。
- ・ 難聴を強く心配しているときは、「もし難聴が確定したとしても、早期に療育を開始することで、言葉を習得し、生活する上での支障を少なくすることができます。」など、今後の見通しを説明します。
- ・ 育児に不安を訴えるなど必要時には、医療機関や関係機関等と連携を図りつつ、良好な親子関係が確立できるよう個別支援を行います。
- ・ 保護者が利用できる公的支援制度の情報提供を行います。

■ 新生児期以降に発症する難聴の早期発見

新生児期には発見できない後天性の難聴や、乳幼児期の進行性難聴があります。また、新生児期に聴覚検査を受けないまま各種健診を迎える場合もあることから、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診においても、聴覚や言語発達を把握し、できるだけ早期に難聴児を発見できるよう努めます。

また、各健診時に把握した聴覚に関連する状況を、母子健康手帳に必ず記載しておきます。

■ 受診状況の管理

把握した聴覚検査の受診状況や検査結果、確認検査で「リファー（要再検査、Refer）」となった赤ちゃんの精密検査受診状況や検査結果等は、各市町村で導入している方法（カルテ等）により記録しておきます。

なお、確認検査で「リファー（要再検査）Refer」となった赤ちゃんについては、必要に応じて医療機関や早期療育支援が可能な施設と情報を共有し、その後の経過を把握しながら継続的に支援します。

参考様式 10

■ 地域の難聴児支援に関する各種情報の収集・提供

福祉・教育等関係部署とも連携を図りながら、早期療育支援が可能な施設、聾学校及び釧路鶴野支援学校の教育相談等に関する情報や、身体障害者手帳の交付、各種医療・手当の給付、補装具や日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成、児童発達支援センター等への通所など、難聴児に関する情報を集約し、新生児聴覚検査や難聴に関する問い合わせに対し、適切に情報提供できるよう努めます。

④ 北海道の役割

道は、全ての新生児が円滑に聴覚検査を受けられるよう検査体制を整備するとともに、市町村が実施する新生児聴覚検査事業について情報を集約し事業評価をするなど技術的助言を行います。

(1) 検査体制の整備

① 北海道新生児聴覚検査体制整備検討協議会の設置

検査制度の維持向上、検査から療育体制の充実を図るため、学識経験者、医師会関係者、医療機関、保健所、市町村、聴覚障がい児の療育機関関係者、福祉関係者及び教育関係者等で構成する「北海道新生児聴覚検査体制整備検討協議会」を設置する。

② 現状の把握

検査の実施に当たっては、関係各機関の協力を得て下記の状況について把握する。

- ・入院中に新生児聴覚検査を実施できる医療機関
- ・外来検査を実施できる医療機関
- ・乳幼児の聴覚精密検査を実施できる医療機関
- ・聴覚障がいのある乳幼児の療育機関とその療育内容
- ・新生児聴覚検査に関する検査機器等
- ・教育機関との連携構築

③ 関係者への研修の実施

④ 検査の実績等データの把握・分析

(2) 関係機関との連携等

新生児聴覚検査から療育、そして教育まで一貫とした支援を行うために、協議会、保健所、市町村、療育機関、教育機関、医療機関等の関係各機関が協力し、十分な連携を図ります。

また、難聴児が身近な地域で必要とする療育サービスが受けられる体制づくりや、行政・療育機関・学校等の連携によるライフステージに応じた切れ目のないサービスが提供されるよう、広域的な立場から支援します。

7 社会資源リスト(北海道版)

(1) 検査が実施可能な分娩取扱医療機関

道内で、新生児聴覚検査を実施している医療機関(分娩取扱医療機関)は以下のとおりです。

検査を実施していない医療機関で出産された場合でも、他院で生まれた赤ちゃんの検査をすることができ医療機関もあります。

また、検査費用は、公費負担を実施していない市町村にお住まいの方は自己負担となります(※p.50「別表2 協定参加市町村における助成額」参照)。費用については、医療機関ごとに定められていますので、受診する医療機関にお問い合わせください。

医療機関	所在地	電話番号
共愛会病院	函館市中島町7番21号	0138-51-2111
市立函館病院	函館市港町1丁目10番1号	0138-43-2000
秋山記念病院	函館市石川町41番地9	0138-46-6660
函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	0138-51-2295
函館中央病院	函館市本町33番2号	0138-52-1231
八雲総合病院	二海郡八雲町東雲町50番地	0137-63-2185
JA北海道厚生連札幌厚生病院	札幌市中央区北3条東8丁目5番地	011-261-5331
KKR札幌医療センター	札幌市豊平区平岸1条6丁目3番40号	011-822-1811
NTT東日本札幌病院	札幌市中央区南1条西15丁目290番地	011-623-7540
医療法人 育愛会 札幌東豊病院	札幌市東区北17条東15丁目3番1号	011-704-3911
医療法人社団明珠会札幌白石産科婦人科病院	札幌市白石区東札幌5条6丁目6番28号	011-862-7211
医療法人 徳洲会 札幌徳洲会病院	札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号	011-890-1110
勤医協札幌病院	札幌市白石区菊水4条1丁目9番22号	011-811-2246
札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	札幌市北区北13条西4丁目2番23号	011-746-5505
札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111
市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1番1号	011-726-2211
自衛隊札幌病院	札幌市南区真駒内17番地	011-581-3101
手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	011-681-8111
天使病院	札幌市東区北12条東3丁目1-1	011-711-0101
地域医療機能推進機構 北海道病院	札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号	011-831-5151

北海道大学病院	札幌市北区北 14 条西 5 丁目	011-716-1161
北海道立子ども総合医療・療育センター	札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目 240-6	011-691-5696
江別市立病院	江別市若草町 6 番地	011-382-5151
市立千歳市民病院	千歳市北光 2 丁目 1 番 1 号	0123-24-3000
社会福祉法人 北海道社会事業協会 小樽病院	小樽市住ノ江 1 丁目 6 番 15 号	0134-23-6234
JA 北海道厚生連俱知安厚生病院	虻田郡俱知安町北 4 条東 1 丁目 2 番地	0136-22-1141
岩見沢市立病院	岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地	0126-22-1650
砂川市立病院	砂川市西 4 条北 3 丁目 1 番 1 号	0125-54-2131
社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	室蘭市知利別町 1 丁目 45 番地	0143-44-4650
総合病院伊達赤十字病院	伊達市末永町 81 番地	0142-23-2211
日鋼記念病院	室蘭市新富町 1 丁目 5 番 13 号	0143-24-7296
王子総合病院	苫小牧市若草町 3 丁目 4 番 8 号	0144-32-8111
苫小牧市立病院	苫小牧市清水町 1 丁目 5 番 20 号	0144-84-0156
総合病院浦河赤十字病院	浦河郡浦河町東町ちのみ 1 丁目 2 番 1 号	0146-22-5111
JA 北海道厚生連旭川厚生病院	旭川市 1 条通 24 丁目 111 番地 3	0166-33-7171
旭川赤十字病院	旭川市曙 1 条 1 丁目 1 番 1 号	0166-22-8111
医療法人社団 弘和会 森産科婦人科病院	旭川市 7 条通 7 丁目左 2 号	0166-22-6125
名寄市立病院	名寄市西 7 条南 8 丁目 1 番地	01654-3-3101
社会福祉法人 北海道社会事業協会 富良野病院	富良野市住吉町 1 番 30 号	0167-23-2181
留萌市立病院	留萌市東雲町 2 丁目 16 番地 1	0164-49-1011
市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	0162-23-2771
医療法人社団 公和会 中村記念愛成病院	北見市高栄東町 4 丁目 20 番 1 号	0157-24-8131
北見赤十字病院	北見市北 6 条東 2 丁目 1 番地	0157-24-3115
JA 北海道厚生連網走厚生病院	網走市北 6 条西 1 丁目 9 番地	0152-43-3157
JA 北海道厚生連遠軽厚生病院	紋別郡遠軽町大通北 3 丁目 1 番 5 号	0158-42-4101
JA 北海道厚生連帯広厚生病院	帯広市西 6 条南 8 丁目 1 番地	0155-65-0101
医療法人社団 慶愛 慶愛病院	帯広市東 3 条南 9 丁目 2 番地	0155-22-4188
公立芽室病院	河西郡芽室町東 4 条 3 丁目 5 番地	0155-62-2811
社会福祉法人 北海道社会事業協会 帯広病院	帯広市東 5 条南 9 丁目 2 番地	0155-22-6600
市立釧路総合病院	釧路市春湖台 1 番 12 号	0154-41-6121

総合病院釧路赤十字病院	釧路市新栄町 21 番 14 号	0154-22-7171
市立根室病院	根室市有磯町 1 丁目 2 番地	0153-24-3201
町立中標津病院	標津郡中標津町西 10 条南 9 丁目 1 番地 I	0153-72-8200
町立別海病院	野付郡別海町別海西本町 103 番地 9	0153-75-2311
医療法人社団 明誠会 こじま産婦人科	函館市神山 1 丁目 12 番 9 号	0138-55-5252
医療法人社団 陵仁会 えんどう桔梗マタニティクリニック	函館市桔梗 5 丁目 7 番 15 号	0138-47-3001
おおこうち産科婦人科	札幌市中央区南 2 条西 8 丁目 10 番地	011-233-4103
医療法人 はだ産婦人科クリニック	札幌市手稲区手稲本町 2 条 5 丁目 3-12	011-685-1103
医療法人 育愛会 愛産婦人科	札幌市手稲区宮の沢 4 条 2 丁目 1-1	011-676-1166
医療法人社団 EVE ウィミズクリニック	札幌市白石区南郷通 21 丁目南 5 番 41 号	011-866-0808
医療法人社団 札幌西レディースクリニック	札幌市西区西町北 11 丁目 1-5	011-661-3535
医療法人社団 手稲あけぼのレディースクリニック	札幌市手稲区曙 6 条 2 丁目 2-10	011-695-4103
医療法人社団 新芽会 美園産婦人科小児科	札幌市豊平区美園 4 条 3 丁目 2-19	011-824-0303
医療法人社団 青葉産婦人科クリニック	札幌市厚別区青葉町 6 丁目 1-9	011-893-3207
医療法人社団 朋佑会 札幌産科婦人科	札幌市北区屯田 6 条 2 丁目 11-1	011-774-0303
医療法人 福住産科婦人科クリニック	札幌市豊平区福住 3 条 1 丁目 2-24	011-836-1188
医療法人 札幌風会 五輪橋マタニティクリニック	札幌市南区南 39 条西 11 丁目 1 番 30 号	011-585-3110
産科・婦人科札幌みらいクリニック	札幌市清田区平岡 1 条 5 丁目 3 番 8 号	011-885-1100
苗穂レディースクリニック	札幌市東区本町 2 条 5 丁目 2-4	011-781-1955
エナレディースクリニック	石狩市花川南 9 条 1 丁目 86-2-3	0133-72-8688
マミーズクリニックちとせ	千歳市信濃 2 丁目 1-13	0123-27-4103
おたるレディースクリニック	小樽市稲穂 4 丁目 1 番 7 号	0134-25-0303
医療法人社団 岩見沢レディースクリニック	岩見沢市 8 条西 19 丁目 3-1	0126-23-2222
医療法人社団 卵会 とまこまいレディースクリニック	苫小牧市弥生町 2 丁目 12-5	0144-73-5353
医療法人社団 せせらぎ通りクリニック	旭川市永山 6 条 11 丁目 78 番地	0166-47-7321
医療法人社団 たけだ産婦人科クリニック	旭川市豊岡 11 条 5 丁目 4 番 18 号	0166-34-1188
医療法人社団 東光マタニティクリニック	旭川市東光 10 条 6 丁目 2 番 14 号	0166-34-8803
医療法人社団 豊和会 豊岡産科婦人科医院	旭川市豊岡 4 条 1 丁目 1 番 10 号	0166-31-6801
広域紋別病院	紋別市落石町 1 丁目 3 番 37 号	0158-24-3111

(2) 精密聴力検査機関

難聴疑い児の最終診断を行い、療育機関と連携しながら将来にわたって聴覚管理ができる医療施設です。(一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 HP より)

医療機関	所在地	電話番号
北海道大学病院 耳鼻咽喉科	札幌市北区北 14 条西 5 丁目	011-716-1161
札幌医科大学医学部付属病院 耳鼻咽喉科	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 291	011-611-2111
北海道立子ども総合医療・療育センター	札幌市手稲区金山 1 条 1 丁目 240-6	011-691-5696
旭川医科大学附属病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1-1	0166-68-2554
社会医療法人 耳鼻咽喉科 麻生病院	札幌市東区北 40 条東 1 丁目 1-7	011-731-4133
医療法人 徹仁会 厚別耳鼻咽喉科病院	札幌市厚別区厚別西 5 条 1 丁目 16-22	011-894-7003
とも耳鼻科クリニック	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 1-246 ANNEX レーベンビル 2F	011-616-2000
社団医療法人 母恋 天使病院	札幌市東区北 12 条東 3 丁目 1-1	011-711-0101

(3) 二次聴力検査機関

近隣に精密聴力検査機関がないなどの理由ですぐに精密聴力検査機関を受診できない場合は、次の「二次聴力検査機関」でも ABR 又は ASSR の検査を受けることができます。必要に応じて精密聴力検査機関へ紹介されます。

「二次聴力検査機関」は、難聴疑い児について難聴の有無を診断し、精密聴力検査機関へ遅滞なく紹介できる医療施設です。(一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 HP より)

振興局	医療機関	所在地	電話番号
空知	砂川市立病院	砂川市西 4 条 1 丁目 9-22	0125-54-2131
	滝川市立病院	滝川市大町 2 丁目 2-34	0125-22-4311
石狩	医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院	札幌市厚別区大谷地東 1 丁目 1-1	011-890-1110
	医療法人渓仁会 手稲渓仁会病院	札幌市手稲区前田 1 条 12 丁目 1-40	011-681-8111
	市立千歳市民病院	千歳市北光 2 丁目 1-1	0123-24-3000
	国立病院機構 北海道医療センター	札幌市西区山の手 5 条 7 丁目 1-1	011-611-8111
	地域医療機能推進機構 札幌北辰病院	札幌市厚別区厚別中央 2 条 6 丁目 2-1	011-893-3000
	江別市立病院	江別市若草町 6 番地	011-382-5151
	KKR 札幌医療センター	札幌市豊平区平岸 1 条 6 丁目 3-40	011-822-1811
	北海道医療大学病院	札幌市北区あいの里 2 条 5 丁目	011-778-7575
	社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院	札幌市東区北 33 条東 1 丁目 3-1	011-712-1131
	後志	小樽市立病院	小樽市若松 1 丁目 1-1

胆振	苫小牧市立病院	苫小牧市清水町 1 丁目 5-20	0144-33-3131
	社会医療法人母恋 日鋼記念病院	室蘭市新富町 1 丁目 5-13	0143-24-1331
	王子総合病院	苫小牧市若草町 6 番地	0144-32-8111
	医療法人社団頭頸会 苫小牧耳鼻咽喉科クリニック	苫小牧市新中野町 3 丁目 9-8	0144-34-4133
渡島	社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院	函館市五稜郭町 38-3	0138-51-2295
	市立函館病院	函館市港町 1 丁目 10-1	0138-43-2000
上川	医療法人臨生会吉田病院	名寄市西 3 条南 6 丁目 8 番地 2	01654-3-3381
	名寄市立総合病院	名寄市西 7 条南 8 丁目 1	01654-3-3101
	市立旭川病院	旭川市金星町 1 丁目 1-65	0166-24-3181
ホーツ	社会医療法人耳鼻咽喉科麻生 北見病院	北見市東三輪2丁目 54-8	0157-23-4133
	北見赤十字病院	北見市北 6 条東 2 丁目 1 番地	0157-24-3115
十勝	JA 北海道厚生連 帯広厚生病院	帯広市西 14 条南 10 丁目 1 番地	0155-65-0101
	社会医療法人北斗 北斗病院	帯広市稲田町基線 7-5	0155-48-8000
	帯広協会病院	帯広市東 5 条南 11 丁目 2 番地	0155-22-6600
	すずらん耳鼻咽喉科	河東郡音更町すずらん台仲町 1 丁目 1 番地	0155-32-3377
釧路	市立釧路総合病院	釧路市春湖台 1-12	0154-41-6121
	医療法人社団うえはら耳鼻咽喉科クリニック	釧路市昭和南 3 丁目 10-12	0154-55-4187
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町 21 番地 14 号	0154-22-7171

(4) 児童発達支援センター

障がいのあるお子さんが通い、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。詳しくは市町村の福祉の窓口にご相談ください。

施設名称	所在地	電話番号
札幌市はるにれ学園	札幌市中央区北7条西26丁目	011-622-8650
むぎのこ児童発達支援センター	札幌市東区北36条東8丁目1-30	011-753-6468
たくあいアクティビティ「むう(夢)」	札幌市北区あいの里1条6丁目1-2	011-770-5520
札幌市かしわ学園	札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21	011-824-1981
楡の会 きらめきの里	札幌市厚別区厚別町下野幌49番地	011-898-3929
ときわ発達支援センター	札幌市南区常盤3条1丁目6番1号	011-593-0074
児童発達支援センター さんりんしゃ	札幌市西区福井4丁目3番5号	011-666-7781
千歳市児童発達支援センター	千歳市東雲町 2 丁目 34 番地 千歳市総合福祉センター内	0123-24-0348

児童発達支援センター うみのほし	函館市日乃出町 27 番地 3 号	0138-56-1541
つくしんぼ学級	北斗市追分 7 丁目 8 番 8 号	0138-49-0699
にじのはし	亀田郡七飯町本町 3 丁目 18 番 12 号	0138-65-3800
小樽市さくら学園	小樽市桜 2 丁目 11 番 16 号	0134-54-7752
旭川市愛育センター	旭川市春光 2 条 7 丁目 2 番 41 号	0166-51-3072
旭川子ども発達支援センターたいよう	旭川市神居 1 条 1 丁目 1-10	0166-60-3101
旭川通園事業所	北海道旭川市春光台 4 条 10 丁目	0166-51-6524
森のいずみ こども発達センター	北海道旭川市神居町神岡 242 番地 1 森のいずみこども館	0166-61-2233
すすく・のーびる	北海道富良野市若葉町 9 番 17 号	0167-22-5615
室蘭市子ども発達支援センター	北海道室蘭市母恋南町 2 丁目 22 番 3 号	0413-25-5500
釧路市児童発達支援センター	北海道釧路市住吉 2 丁目 12 番 37 号	0154-44-1022
釧路町児童発達支援センター	北海道釧路郡釧路町光和 3 丁目 10 番地	0154-36-4780
帯広あおぞら	北海道帯広市西二十二条南 3 丁目 13-1	0155-33-6112

(5) 道立保健所

保健所名・支所名	所在地	電話番号
渡島保健所	函館市美原 4 丁目 16 号 渡島合同庁舎内	0138-47-9524
	木古内支所	上磯郡木古内町字木古内 214 番地 5 号
	森支所	茅部郡森町字上台町 330 番地
江差保健所	檜山郡江差町字本町 63 番地	0139-52-1053
八雲保健所	二世郡八雲町末広町 120 番地	0137-63-2168
	今金支所	瀬棚郡今金町字今金 107 番地の 2
江別保健所	江別市錦町 4 番地の 1	011-383-2111
	石狩支所	石狩市花川北七条 1 丁目 14 番地の 1
千歳保健所	千歳市東雲町 4 丁目 2 番地	0123-23-3175
俱知安保健所	虻田郡俱知安町北 1 条東 2 丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1914
	余市支所	余市郡余市町朝日町 12 番地
岩内保健所	岩内郡岩内町字清住 252 番地	0135-62-1537

岩見沢保健所		岩見沢市8番地5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0100
	由仁支所	夕張郡由仁町新光 195 番地	0123-83-2221
滝川保健所		滝川市緑町2丁目3番 31 号	0125-24-6201
深川保健所		深川市2条 18 番6号	0164-22-1421
上川保健所		旭川市永山6条 19 丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5979
名寄保健所		名寄市東 5 条南 3 丁目 63 番地 38	01654-3-3121
富良野保健所		富良野市末広町 2 番 10 号	0167-23-3161
留萌保健所		留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8310
	天塩支所	天塩郡天塩町新栄通9丁目 手塩合同庁舎内	01632-2-1179
稚内保健所		稚内市末広4丁目2番 27 号	0162-33-2538
	浜頓別支所	枝幸郡浜頓別町中央北3番地	01634-2-0190
	利尻支所	利尻郡利尻町杓形字日出町 13 番地1	0163-84-2247
網走保健所		網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0683
北見保健所		北見市青葉町6番6号	0157-24-4171
紋別保健所		紋別市南が丘1丁目6番地	0158-23-3108
	遠軽支所	紋別郡遠軽町大通北5丁目1番 27 オホーツク総合振興局 遠軽合同庁舎内	0158-42-3108
室蘭保健所		室蘭市海岸町1丁目4番1号 おろらん広域センタービル内	0143-24-9833
苫小牧保健所		苫小牧市若草町2丁目2番 21 号	0144-34-4168
浦河保健所		浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071
静内保健所		日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251
帯広保健所		帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	0155-27-8634
	新得支所	上川郡新得町3条南6丁目1番地 16	0156-64-5104
	広尾支所	広尾郡広尾町公園通南 4 丁目 1	01558-2-2191
	本別支所	中川郡本別町北1丁目4番 39 号	0156-22-2108
釧路保健所		釧路市城山2丁目4番 22 号	0154-65-5811
	標茶支所	川上郡標茶町常盤 8 丁目 1 番地	015-485-2155
根室保健所		根室市弥栄町 2 丁目 1 番地	0153-23-5161
中標津保健所		標津郡中標津町東1条南 6 丁目 1 番地 3	0153-72-2168

(6) 道立特別支援学校(聴覚障がい)

札幌聾学校	〒001-0026 札幌市北区北 26 条西 12 丁目	Tel 011-716-2979 Fax 011-758-7617
室蘭聾学校	〒050-0071 室蘭市水元町 56-24	Tel 0143-44-1221 Fax 0143-44-1208
函館聾学校	〒042-0941 函館市深堀町 27-8	Tel 0138-52-1658 Fax 0138-52-1659
旭川聾学校	〒070-0865 旭川市住吉 5 条 2 丁目 8-20	Tel 0166-51-6121 Fax 0166-51-6122
帯広聾学校	〒080-2475 帯広市西 25 条南 2 丁目 7-8	Tel 0155-37-2017 Fax 0155-37-2017
釧路鶴野支援学校	〒084-0924 釧路市鶴野 58 番 92	Tel 0154-57-9011 Fax 0154-57-3390
高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函 1 丁目 5-1	Tel 0134-62-2624 Fax 0134-62-2663

(7) 聴覚障がい児への公的助成制度

主な公的助成制度は次のとおりです。身体障害者手帳の交付の有無や等級、所得の状況等によって利用できる内容が異なり、また、お住まいの市町村によって独自のサービスを行っている場合もありますので、市町村の福祉担当窓口でご相談ください。

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの区分によって1級から6級に区分されます。窓口は、市町村の障がい福祉の担当です。

(参考) 身体障害者福祉法による身体障害者障害程度等級表

級別	聴覚障害の程度
2級	両耳の聴カレベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの(両耳全ろう)
3級	両耳の聴カレベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
4級	1 両耳の聴カレベルがそれぞれ 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの
6級	1 両耳の聴カレベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴カレベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴カレベルが 50 デシベル以上のもの

療育・日常生活の支援

難聴児が利用できる日常生活の支援サービスとして、児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスがあります。

制度の種類	内容
障害児通所支援 (児童福祉法)	<p>【児童発達支援事業】</p> <p>日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練等を行います。</p> <p>※難聴についての専門的支援は難しいことがありますが、子どもの障がいの程度等に応じた支援を受けられます。</p> <p>【児童発達支援センター】</p> <p>児童発達支援事業の内容に加え、地域における児童発達支援の中心として、保育所等訪問支援、相談支援等を行います。</p>
障害福祉サービス (障害者総合支援法)	障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、必要な障害福祉サービスを提供します。

医療費関係

制度の種類	内容
障害者自立支援医療費(育成医療)の支給	<p>身体に障がいのある児童(18才未満)に対し、生活の能力を得るために必要な医療を給付します。</p> <p>[適用例]</p> <p>聴覚障がいを伴い、治療(手術)により回復の見込みがあるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性耳奇形→形成術 ・高度難聴→人工内耳埋込術
重度心身障害者の医療費の助成	身体障害者手帳1～2級を所持する者の医療費を助成します。

補聴器等の購入費等助成

制度の種類	内容
補装具費の支給 (障害者総合支援法)	<p>身体障害者手帳所持者の障がいを補う用具の交付等を行います。</p> <p>[難聴児関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等
日常生活用具の給付 (障害者総合支援法)	<p>障がい者(児)の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与を行います。</p> <p>[難聴児関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者用通信装置 ・聴覚障がい者用情報受信装置 <p>※市町村により対象用具や支援の内容が異なります。</p>
軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器購入又は修理に係る経費の一部を助成します。

※市町村により実施していない場合や助成対象が異なりますので、詳しくは市町村の福祉の窓口にご相談ください。

[助成実施市町村] (令和3年2月時点)

振興局圏域	市町村
空知	岩見沢市、砂川市、南幌町、上砂川町、由仁町、栗山町、月形町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
後志	小樽市、寿都町、京極町、倶知安町、共和町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、厚真町
日高	日高町、平取町、新ひだか町
渡島	函館市、北斗市、七飯町
檜山	江差町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市
留萌	留萌市
宗谷	猿払村
林-ツ	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、佐呂間町、遠軽町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町
釧路	釧路市、釧路町、標茶町
根室	根室市、別海町、中標津町、標津町

手当関係

制度の種類	内容
障害児福祉手当の支給	重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする 20 才未満の在宅の方に支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障がいのある 20 才未満の児童を養育している父母又は養育者に支給します。

8 資料編

(1) 用語解説

自動 ABR/OAE:

いずれも新生児聴覚検査で使用される検査機器。感度（見逃しの多少）や特異度（偽陽性の多少）に違いがあり、新生児聴覚検査においてはより精度の高い自動 ABR を使用することが望ましいとされています。

パス (PASS)

検査時点では聴覚に異常が認められなかったこと。

要再検査 (リファー, Refer)

新生児聴覚検査で正常なデータが取れなかったため、再検査が必要なこと。産科医療機関における再検査（確認検査）を実施してもなお要再検査となった場合、精密検査機関での再検査が必要となります。

要精密検査

産科医療機関における再検査（確認検査）でも要再検査（リファー）となり、精密検査機関での再検査が必要なこと。

精密検査機関

難聴疑い児の最終診断を行い、療育機関と連携しながら将来にわたって聴覚管理ができる医療施設として、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が「精密聴力検査機関」のリストを公表しています。（「7 社会資源リスト」参照）

二次聴力検査機関

難聴疑い児について難聴の有無を診断し、精密聴力検査機関へ遅滞なく紹介できる医療施設として、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会がリストを公表しています。（「7 社会資源リスト」参照）

確定診断

精密検査の結果、難聴の有無や程度などの診断がつくこと。

1-3-6ルール

生後1か月までに新生児聴覚検査、3か月までに精密検査を実施し、6か月までに療育を開始するという聴覚障害の早期発見・早期支援（Early Hearing Detection and Intervention: EHDI 2000年）のガイドラインで提唱されている時間軸。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保健、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。

障害者総合支援法

正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がいのある人が地域で暮らすための様々な福祉サービスの仕組みについて定めています。

補聴器

普通の大きさの声で話される会話が聞き取り難いときに、聞きやすくするための機器です。

音を集めるマイクロホン、音を増幅するアンプ、増幅した音を外耳に伝えるスピーカー（イヤホン）からできています。集めた音を大きくして、外耳道、中耳を経由して聴神経のある内耳に送ります。耳かけ型、骨導補聴器などいろいろな種類があります。

補聴器の選定や装用に当たっては、専門家による助言や調整が必要です。



人工内耳

手術で内耳に装置を埋め込み、外部機器とリンクさせることによって、きこえを補助する機器です。補聴器の装用効果が不十分な方に適応が考えられます。

人工内耳は体外装置と体内装置からなります。体外に、音を集めるマイクロホン、音の信号を電気信号に変える信号処理装置（サウンドプロセッサ）、送信コイルを付けます。信号はアンテナを通して、皮膚の下に埋め込んだ受信装置へ送られます。受信装置の電極から内耳、聴神経を通して信号が脳に伝えられます。

手術には、聴覚・言語の発達のための継続的なリハビリテーションと家族の支援が不可欠です。



手話

意味や概念を手の形や位置、方向、顔や体の表情、指の動きで表現し、相手はその表現を目で見てコミュニケーションするものです。



(2) 保護者への支援において特に配慮すべきこと

子どもが「難聴（又はその可能性）がある」とされた保護者が抱える不安は計り知れません。難聴児支援に当たっては、難聴児本人だけでなく、その子どもを育てていく親・家族を含めた支援が必要です。

保護者の心情はその時々で変わりうる複雑なものであり、一つの型にはめることはできません。個々人の状況や気持ちを十分にくみ取りつつ対応することが重要です。以下、保護者が抱えうる心理的社会的な事柄の例を挙げますので、参考にしてください。

● 難聴（又はその可能性）がある児を持つ保護者が感じる可能性のあることの例：

自分を責めてしまう気持ち

難聴の可能性があるとされたときに、「なぜうちの子が」という当惑の後、「自分のせいではないか」などと自責感を抱く母親もいます。周囲、特に家族による母親への支援が必要となる場合もあり、家族全体への支援が必要となる場合もあります。

育児不安

子育てには少なからず不安が伴いますが、「きこえ」との関係でさらに特別な育児が必要なのかという不安が生じることもあります。難聴の有無に関わらず子育ての基本は同じであること、子どもを可愛がること、育児を楽しむことが大切だと伝える支援が必要となります。「きこえ」に配慮した子育てについては専門家の指導にならいつつ、子どもの発達段階に応じて、育児不安を増強しないよう丁寧に相談に乗ることが大切です。

愛着形成の問題

新生児期に難聴の可能性を指摘されると、その衝撃から保護者が大きなストレスを抱え不安定になることで、子どもとの関係性も不安定になり、愛着形成に問題が起こる可能性も考えられます。要精密検査となった子どもの家庭については、その後も継続して十分気をつけて見守ることが重要です。

家庭内の問題に遭遇したら

難聴の可能性を指摘されたときに、家族の誰かが検査結果を「認めない」ことも生じます。その結果、母親が板挟みとなり、子どもの聞こえが心配でも精密検査に連れて行くことができず、産後の心身の疲労の中、さらに孤独に苦しむことも考えられます。

短期的に家庭内の問題に介入し解消することは困難ですが、支援する立場として家族との関係にも気を配り状況を把握しつつ、気持ちに寄り添う支援を行いながら精密検査等の適切な対応に結び付けましょう。

(4) 家庭でできる「きこえ」と「ことば」の発達のチェックリスト

※発達には個人差がありますので、参考程度にとどめてください。

【3か月頃】

- () 大きな声に驚く
- () 大きな音で目を覚ます
- () 音がする方を向く
- () 泣いているときに、声をかけると泣き止む
- () あやすと笑う
- () 話しかけると、「アー」「ウー」などと声を出す

【6か月頃】

- () 音がする方を向く
- () 音が出るおもちゃを好む
- () 両親など、よく知っている人の声を聞き分ける
- () 声を出して笑う
- () 「キャッキャツ」と声を出してよろこぶ
- () 人に向かってこえを出す

【9か月頃】

- () 名前を呼ぶとふりむく
- () 「いないいないばあ」の遊びをよろこぶ
- () 叱った声「だめっ!」「コラっ!」などと言うと、手を引っ込めたり、泣き出ししたりする
- () おもちゃに向かって声を出す
- () 「ま」「ば」「ば」などの声を出す
- () 「チャ」「ダダ」などの声を出す

【12か月頃】

- () 「ちょうだい」「ねんね」「いらっしゃい」などのことばを理解する
- () 「ばいばい」のことばに反応する
- () 大人のことばをまねようとする
- () 意味のある言葉ではないが、さかんにおしゃべりをする
- () 意味がある言葉をひとつかふたつ言える(おかあさんを「ママ」など)
- () 単語の一部をまねて言う

【1歳6か月頃】

- () 絵本を読んでもらいたがる
- () 絵本を見て知っているものを指す
- () 簡単ないつけがわかる。「その本を取って」「このゴミを捨てて」など
- () 意味がある言葉を一つか二つ言える
- () 意味がある言葉を三つ以上言える
- () 絵本を見て知っているものの名前を言う

(5) 様式集

参考様式 1

新生児聴覚検査申込書兼同意書（スクリーニング検査用）

新生児聴覚検査は、聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするため、新生児を対象に行う「耳のきこえ」の簡単な検査です。

この検査によって、精密検査が必要となったときや療育指導が必要な場合は、精密検査を行う医療機関、療育機関、保健所、市町村等の関係機関の連携のもと、フォローアップ体制をとることとしています。

検査を受けるかどうかは、保護者の方の自主的な判断によります。以下の項目をお読みいただいたうえで、同意し検査を希望される場合は、下記に必要事項を記入し、検査を受けてください。

また、同意書に記載されたお子様や保護者の氏名、住所等及び検査結果等の情報の利用については、この検査とその後の診療・相談・療育に必要な最小限の情報に限ります。

記

- 1 検査は有料です。 1回 円
- 2 精密検査が必要な場合は、当機関から、聴覚検査の結果と妊娠・分娩経過、氏名、生年月日、性別、保護者名等の情報を精密検査医療機関又は二次検査医療機関に報告します。また、関係機関が必要なフォローアップを行うために、必要に応じて、お住まいの市町村や保健所、療育機関等の関係機関に検査結果等を通知します。（精密検査をもらえなく受けたかどうかを確認し、助言・指導等を行うため。）
- 3 この新生児聴覚検査に「合格」することが、聴覚の正常を 100%保証するものではありません。

年 月 日

新生児聴覚検査実施機関の長 様

上記 1～3 の項目に同意しますので、新生児聴覚検査を実施願います。

お母さん	ふりがな お名前	(生年月日)	年	月	日
赤ちゃん	ふりがな お名前 (決まっていれば)				
	(性別) 男 ・ 女	(生年月日)	年	月	日

保護者住所	〒	(電話)		
保護者署名		赤ちゃんとの続柄		

新生児聴覚検査結果票

年 月 日

お母さんのお名前	
赤ちゃんのお名前	(第 子) (性別 男・女)
赤ちゃんの生年月日	年 月 日

あなたのお子さんの自動聴性脳幹反応による新生児聴覚検査の結果は、次のとおりでした。

初 回 検 査 (年 月 日 (日 齢))	右耳	合格	要再検
	左耳	合格	要再検

確 認 検 査 (年 月 日 (日 齢))	右耳	合格	要再検
	左耳	合格	要再検

- ・ 初回検査又は確認検査で「合格」の場合、現時点で耳の聞こえに異常はありません。
- ・ 確認検査で「要再検」の場合は、直ちに耳の聞こえが悪いわけではありませんが、詳しい聴力検査をする必要がありますので、下記医療機関でもう一度必ず検査を受けてください。
なお、受診時には、この結果票を持参し、提示してください。

再度、検査を行う 医療機関名	
-------------------	--

実 施 機 関	〒
	所 在 地
	医療機関名
	電 話

検査結果について

検査結果が「要再検」の方へ

今回、お子さんに行った新生児聴覚検査の結果は、「要再検」でした。これは直ちに、耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。

生まれたばかりの赤ちゃんは、まだ耳の中に液体が残っているために、この聴覚検査で「要再検」となることがあります。また、検査のときに泣いたり、動きすぎたりして、うまく判定できなかった可能性もあります。

検査に使う自動聴性脳幹反応では、約100人に1~3人(1~3%)の赤ちゃんが「要再検」となりますが、健康な赤ちゃんの中からの聴覚障がい発生は、1,000人の赤ちゃんに約1~2人(0.1~0.2%)です。

しかし、「要再検」の場合は、耳の聞こえを確認するため、同じ検査を再度受けていただくか、さらに詳しい精密検査を必ず受けてください。

検査結果が「合格」の方へ

新生児聴覚検査に合格した赤ちゃんの場合でも、成長の過程で、中耳炎やおたふくかぜなどによる聴覚障がいや、赤ちゃんの時には耳の聞こえが正常でもその後悪くなる進行性聴覚障がいなどが起こる可能性があります。

また、非常にまれではありますが、検査機器の精度限界により難聴を見落とす可能性も否定できません。

このため、これからも健診などでチェックを続け、お子さんの耳の聞こえ(聴覚)の発達に注意してください。

(スクリーニング機関→精密検査機関)

連絡票 (検査等依頼用)

年 月 日

(精密検査実施機関)

御中

(医療機関)

〒

所在地

医療機関名

連絡先電話

母の氏名 母の生年月日 年 月 日

母の住所 電話

新生児氏名 (決まっていれば) 性別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

当院における新生児聴覚検査の実施状況は次のとおりです。
 今後の検査、フォローアップ等についてよろしくお願ひします。
 (該当する項目に○印を付ける)

初 回 検 査 (年 月 日 (日 齢))	右耳	合格	要再検
	左耳	合格	要再検

確 認 検 査 (年 月 日 (日 齢))	右耳	合格	要再検
	左耳	合格	要再検

精 密 検 査 (年 月 日 (日 齢))	右耳	正常	異常
	左耳	正常	異常

連 絡 欄	A B R 閾値 親の受け止め方
-------------	---------------------

同 意 書 (精密検査用)

精密検査は、できるだけ早い段階で、聴覚障がいの有無について診断し、早い時期に適切な治療や療育を受けられるようにするために実施しています。

精密検査によって、聴覚障がいと診断した場合や聴覚障がいの疑いが強い場合は、早期の療育指導が必要となりますので、療育機関、保健所、市町村等の関係機関の連携のもと、必要な支援を行います。

そのために、精密検査の結果や氏名、生年月日、性別、保護者名等の支援に必要な情報を療育機関やお住まいの市町村、保健所に提供します。

情報提供に同意をされる場合には、下の欄に必要な事項を記載してください。

なお、同意書に記載されたお子様や保護者の氏名、住所等及び検査結果等の情報については、この検査とその後の療育指導等の目的で最小限の使用とし、他の目的に使用することはありません。

年 月 日

精密検査機関の長 様

上記に同意します。

お母さん	ふりがな お名前	(生年月日)	年 月 日
赤ちゃん	ふりがな お名前 (決まっていれば)		
	(性別) 男 ・ 女	(生年月日)	年 月 日
保護者住所	〒 (電話)		
保護者署名		赤ちゃんとの続柄	

(精密検査機関→スクリーニング機関)

連 絡 票 (結果等通知用)

年 月 日

(スクリーニング機関)

御中

(検査実施医療機関)

〒

所在地

医療機関名

連絡先電話

母の氏名 母の生年月日 年 月 日

母の住所 電話

新生児氏名 性別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

本児は、貴職からの連絡票により精密検査を実施した児です。

今後のフォローアップ等についてよろしくお願ひします。

(該当する項目に○印を付ける)

1 診断結果

右側	正常 ・ 異常	A B R 閾値 ()	備考
左側	正常 ・ 異常	A B R 閾値 ()	備考

2 今後の予定

	今 後 の 予 定 な ど
(1)要経過観察	次回 月 日受診予定
(2)要治療	治療中 ・ 今後治療予定
(3)要療育指導	療育機関紹介済み ・ 今後紹介予定 ・ 未対応

連絡票（療育依頼用）

年 月 日

（療育機関名）

御中

（精密検査機関名）

〒

所在地

医療機関名

主治医名

連絡先電話

新生児聴覚検査の精密検査を実施したところ、次の結果でしたので、療育指導をお願いします。

母の氏名		母の生年月日	年	月	日
保護者住所					
児の氏名	(男・女)	児の生年月日	年	月	日
出生医療機関					
スクリーニング検査の実施状況	初回検査：	年	月	日	[結果] 右側 合格・要再検 左側 合格・要再検
	確認検査：	年	月	日	[結果] 右側 合格・要再検 左側 合格・要再検
出生時の特記すべき事項					
検査方法	ABR				
	BOA				
	COR				
	その他				
検査結果	ABR 閾値	右側	d B	左側	d B
	聴力	d B			
診断	・聴覚障がい（診断名） ・経過観察中				
治療の方向性					
保護者の受け止め方					
備考					

連 絡 票 (療育結果等通知用)

年 月 日

(精密検査医療機関名)

御中

(療育機関名)

〒

所在地

療育機関名

担当者名

連絡先電話

貴職より紹介のありました児の療育指導状況について、次のとおりお知らせします。

母の氏名		生年月日	年	月	日
保護者住所	電話				
児の氏名	(男・女)	生年月日	年	月	日

療育の実施状況

療育開始日	年 月 日
療育の内容	
その他	

※「療育の内容」については療育の頻度やどんな内容の療育を行っているのか記載する。

(スクリーニング機関・精密検査機関→市町村・保健所)
 養育者支援保健医療連携システム 養育支援連絡書様式

養育支援連絡書 1	
(診療情報提供書)	
令和 年 月 日	
情報提供先	市町村長 様 保健所長 様
	医療機関名 科名 所在地 電話番号 医師名
令和 年 月 日、当院を受診・退院した次の患者について、今後、地域保健機関による支援を必要としますので、連絡します。 なお、本書の送付については 様 の同意を得ております。	
患児の氏名	男・女 年 月 日生
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名
病状 既往歴 治療状況等	
父母の氏名	父: () 歳 職業() 母: () 歳 職業()
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)
入退院日	入院日: 令和 年 月 日 退院(予定)日: 令和 年 月 日
出生時の状況	出生場所: 当院・他院() 家族構成 在胎:()週 単胎・多胎()子中()子 体重:()g 身長:()cm 出生時の特記事項: 無・有 () 妊娠中の異常の有無: 無・有 () 妊婦健診の受診の有無: 無・有(回:) 育児への支援者: 無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください。	
児の状況	発育・発達 ・発育不良・発達のおくれ・その他() 情緒 ・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔をうかがう・多動・乱暴 ・身体接触を極端にいやがる・誰とでもべたべたする。 ・その他() 日常的世話の状況 ・健診、予防接種未受診・不潔・その他()
養育者の状況	健康状態等 ・疾患()・障害() ・出産後の状況(マタニティ・ブルーズ、産後うつ等)・その他() 子どもへの思い・態度 ・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他()
養育環境	家族関係 ・面会が極端に少ない・その他() 同胞の状況 ・同胞に疾患()・同胞に障害() 養育者との分離歴 ・出産後の長期入院・施設入所等・その他()
情報提供の目的とその理由	
担当者	職・氏名 電話番号 (内線)
*備考	1 必要がある場合は続紙に記載して添付してください。 2 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いてください。

※各保健所圏域の養育者支援保健医療連携システム様式を活用してください。

(市町村・保健所→スクリーニング機関・精密検査機関)
 養育者支援保健医療連携システム 養育支援連絡書様式

養育者支援経過・結果報告書			
			令和 年 月 日
院長様			
保健所長様 市町村長様		市町村長 保健所長	
<p>貴院(所)より令和 年 月 日ご連絡いただいた患者について、現在までに次のとおり支援をいたしましたので報告いたします。</p> <p>なお、本書を貴院に送付することについては、 様 の同意を得ております。</p>			
養育者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日(歳)
児 氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日(歳)第()子
住 所			電話番号
訪問年月日	令和 年 月 日	児年・月齢	歳 カ月
児の状態	発育	体重()g 胸囲()cm	1日増加量()g 頭 囲 ()cm
	栄養	母 乳()回 人工乳()ml×()回	哺乳力(良・不良)
	発達状態		
母の状態	(身体面・精神面・育児不安の有無など)		
その他の 観察事項	(家庭での様子・生活環境・母以外の家族員の状況など)		
支援内容			
問題点及び 今後の援助 計画			
医療機関への 依頼事項			
担当者	職・氏名	所 属	電話番号 (内線)

※各保健所圏域の養育者支援保健医療連携システム様式を活用してください。

(6) 新生児聴覚検査実施要綱

令和2年度から、新生児聴覚検査の公費負担の実施について、妊婦健康診断等と同様に、道が参加を希望する市町村を代表して、北海道医師会、札幌医科大学、旭川医科大学、市立札幌病院、自衛隊札幌病院、北海道大学病院と協定を締結し、公費負担を実施することとしました。

協定に参加している市町村にお住まいの方は、検査費用の全部又は一部の助成を受けることができます。
(※令和2年4月1日現在、111市町村が参加)

I 新生児聴覚検査実施要綱

第I 総括的事項

1 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

2 検査の目的

聴覚障がい、早期に発見され、適切な支援が行われた場合には、障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療養を図ることを目的とする。

3 検査内容

新生児聴覚検査(以下「検査」という。)は自動調整脳幹反応検査(自動 ABR)または耳音響放射検査(OAE)により実施する。

4 実施機関

検査を実施する機関は、北海道が参加を希望する市町村を代表し、一般社団法人北海道医師会、北海道大学病院、札幌医科大学付属病院、自衛隊札幌病院及び市立札幌病院、旭川医科大学病院との間で締結した新生児聴覚検査の実施とその費用の負担に関する協定に基づき、検査を委託した医療機関(以下「委託医療機関」という。)とし、別表1のとおりとする。

また、協定に参加し、本事業を実施する市町村は別表2のとおりとする。

5 受診票の交付手続

(1) 市町村長は、新生児聴覚検査(以下「検査」という。)を実施するため、妊婦に対して、新生児聴覚検査受診票(様式第1号 以下「受診票」という。)を交付する。

(2) 市町村長は、受診票の交付状況を明らかにしておくため、受診票交付台帳を備え付け、交付の都度記載し、整理すること。

6 関係機関との連携

市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係医療機関及び関係助産所の協力を得るよう配慮すること。

7 事後指導

市町村長は、新生児聴覚検査の結果、要精密検査と診断された児について、実施した委託医療機関と連絡を密にし、早急に保護者と連絡をとった上で、家庭訪問を実施し、精密検査の受診を勧奨した上、精密検査の受診予定について確認するとともに、受診予定日以降に精密検査の結果について確認するなど、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

第2 検査の実施方法等

1 受診方法

- (1) 児に対し検査を受診させるときは、保護者は委託医療機関に受診票を提出して受けるものとする。
- (2) 検査は、原則として出生した医療機関等において、出生してから退院するまでの間に検査を受けるものとする。ただし、出生した医療機関等において検査を実施していないなどの事情により、入院中に検査を実施できないときは、原則として退院後、生後3ヶ月以内に他院出生児の検査が実施可能な委託医療機関において検査を受けるものとする。
- また、初回検査において、「要再検査(リファー)」の場合は、原則として生後1週間以内に確認検査を実施する。
- (3) 委託医療機関は、受診票に検査結果を記載し、市町村に提出するとともに、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査年月日及び結果を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること、又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。
- (4) 検査の結果により精密検査を要する場合、委託医療機関は、保護者に精密検査が実施可能な医療機関を紹介するなど、受診を勧奨するとともに、速やかに検査を委託した市町村に検査結果を連絡するものとする。

2 検査の費用負担

市町村長は受診票を提示した乳児に対して委託医療機関が実施した初回検査について、委託医療機関の定める検査金額を上限に、市町村長の定める検査の助成額を委託医療機関に支払う。

また、初回検査について委託医療機関の定める検査金額が市町村長の定める助成額を上回る場合に生じた差額及び確認検査に係る検査金額については乳児の保護者が支払う。

なお、各委託医療機関の定める検査金額は別表1のとおりとし、各市町村が定める助成額は別表2のとおりとする。

3 費用の請求及び支払い

- (1) 委託医療機関は検査を実施した場合、検査金額から、市町村長が定める助成額を控除した金額を保護者から徴収するとともに、2で定める市町村長の定める検査の助成額について毎月末日までに前月分の結果を取りまとめた上で、市町村長に対して請求書(様式第2号)により請求するものとする。
- (2) 市町村長は、前号の規定による請求があったときは、内容を審査確認の上、適正な請求書を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

改正 令和2年6月1日

改正 令和2年7月1日

2 新生児聴覚検査実施要領

1 関係機関との連携

市町村長は、本事業の円滑な実施を図るため、関係医療機関及び関係助産所の協力を得るよう配慮すること。

2 受診票の交付手続

(1) 市町村長は、新生児聴覚検査（以下「検査」という）を実施するため、妊婦に対して、新生児聴覚検査受診票（様式第1号 以下「受診票」という）を交付する。

(2) 市町村長は、受診票の交付状況を明らかにしておくため、受診票交付台帳を備え付け、交付の都度記載し、整理すること。

3 検査の実施方法等

(1) 検査方法

検査は自動調整脳幹反応検査（自動 ABR）または耳音響放射検査（OAE）により実施する。

(2) 受診方法

ア 検査を受診しようとするときは、保護者は委託医療機関及び委託助産所（以下「委託医療機関等」という。）に受診票を提出して受けるものとする。

イ 検査は、原則として出生した委託医療機関等において、出生してから退院するまでの間に検査を受けるものとする。ただし、出生した医療機関等において新生児聴覚検査を実施していないなどの事情により、入院中に検査を実施できないときは、原則として退院後、生後 3 ヶ月以内に他院出生児の検査が実施可能な委託医療機関等において検査を受けるものとする。

また、初回検査において、「要再検査（リファー）」の場合は、原則として確認検査を実施する。

ウ 委託医療機関等は、受診票に検査結果を記載するとともに、母子健康手帳にも記入する。

エ 検査の結果により精密検査を要する場合、委託医療機関等は、保護者に精密検査が実施可能な医療機関を紹介し、受診を勧奨するとともに、速やかに検査を委託した市町村に検査結果を連絡するものとする。

4 検査の費用負担

(1) 検査費の助成額

各市町村は受診票を提示した乳児に対して委託医療機関等が実施した初回検査について、委託医療機関等の定める検査金額を上限に、各市町村の定める検査の助成額を医療機関に支払う。

また、医療機関の定める検査金額が甲の定める助成額を上回る場合に生じた差額については乳児の保護者が支払う。

なお、各委託医療機関等の定める検査は別表1、各市町村が定める助成額は別表2のとおりとする。

(2) 委託医療機関等は検査を実施した場合、検査金額から、各市町村が定める助成額を控除した金額を保護者から徴収するとともに、(1)で定める市町村による検査費の助成額については毎月末日までに前月分の結果を取りまとめた上で市町村長に対して請求書（様式第2号）を受診票とともに郵送するものとする。

(3) 市町村長は、前号の規定による請求があったときは、内容を審査確認の上、適正な請求書を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

5 事後指導

市町村は、新生児聴覚検査の結果、要精密検査と診断された児について、実施した医療機関等と連絡を密にし、早急に保護者と連絡を取った上で、家庭訪問を実施し、精密検査の受診を勧奨した上で、精密検査の受診予定について確認するとともに、受診予定日以降に精密検査の結果についても確認するなど、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

改正 令和2年6月1日

改正 令和2年7月1日

別表1 委託医療機関及び検査金額(令和2年7月1日時点)

N	医療機関	検査金額				住所	備考
		自院出・児の場合		他院出・児の場合			
		自動ABR	OAE	自動ABR	OAE		
1	共愛会病院	8,040	-	-	-	函館市中島町7番21号	
2	市立函館病院	8,200	-	8,200	-	函館市港町1丁目10番1号	
3	秋山記念病院	7,200	-	-	-	函館市石川町41番地9	
4	函館五稜郭病院	8,500	-	8,500	-	函館市五稜郭町38番3号	
5	函館中央病院	8,500	-	8,500	-	函館市本町33番2号	
6	八雲総合病院	3,000	-	-	-	二世郡八雲町東雲町50番地	
7	JA北海道厚生連札幌厚生病院	3,000	-	3,000	-	札幌市中央区北3条東8丁目5番地	
8	KKR札幌医療センター	6,600	-	-	-	札幌市豊平区平岸1条6丁目3番40号	
9	NTT東日本札幌病院	5,000	-	5,500	-	札幌市中央区南1条西15丁目290番地	
10	医療法人育愛会札幌東豊病院	3,000	-	3,000	-	札幌市東区北17条東15丁目3番1号	
11	医療法人社団明珠会札幌白石産科婦人科病院	10,000	-	-	-	札幌市白石区東札幌5条6丁目6番28号	
12	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院	-	3,000	-	-	札幌市厚別区大谷地東1丁目1番1号	
13	勤医協札幌病院	3,000	-	-	-	札幌市白石区菊水4条1丁目9番22号	
14	札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	3,000	-	6,600	-	札幌市北区北13条西4丁目2番23号	
15	札幌医科大学附属病院	7,010	-	-	-	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	
16	市立札幌病院	5,005	-	-	-	札幌市中央区北11条西13丁目1番1号	
17	自衛隊札幌病院	一般4,640 共済3,248	-	-	-	札幌市南区真駒内17番地	
18	手稲溪仁会病院	0 現時点で金額設定なし	-	-	-	札幌市手稲区前田1条12丁目1番40号	
19	天使病院	6,600	-	6,600	-	札幌市東区北12条東3丁目1-1	
20	独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院	-	1,100	-	1,100	札幌市豊平区中の島1条8丁目3番18号	
21	北海道大学病院	6,600	-	-	-	札幌市北区北14条西5丁目	
22	北海道立子ども総合医療・療育センター	0 現時点で金額設定なし	-	-	-	札幌市手稲区金山1条1丁目240-6	
23	江別市立病院	-	3,000	-	3,000	江別市若草町6番地	
24	市立千歳市民病院	9,350	-	-	-	千歳市北光2丁目1番1号	

25	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	2,200	-	-	-	小樽市住ノ江1丁目6番15号	
26	JA北海道厚生連俱知安厚生病院	3,000	-	3,000	-	虻田郡俱知安町北4条東1丁目2番地	
27	岩見沢市立総合病院	3,310	-	5,660	-	岩見沢市9条西7丁目2番地	
28	砂川市立病院	8,800	-	8,800	-	砂川市西4条北3丁目1番1号	
29	社会医療法人製鉄記念室蘭病院	5,500	-	5,500	-	室蘭市知利別町1丁目45番地	
30	総合病院伊達赤十字病院	5,500	-	5,500	-	伊達市末永町81番地	
31	日鋼記念病院	5,500	-	5,500	-	室蘭市新富町1丁目5番13号	
32	王子総合病院	3,000	-	-	-	苫小牧市若草町3丁目4番8号	
33	苫小牧市立病院	3,000	-	3,300	-	苫小牧市清水町1丁目5番20号	
34	総合病院浦河赤十字病院	5,500	-	5,500	-	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	
35	旭川医科大学病院	8,910	-	-	-	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	
36	JA北海道厚生連旭川厚生病院	2,882	-	2,882	-	旭川市1条通24丁目111番地3	
37	旭川赤十字病院	6,600	-	8,800	-	旭川市曙1条1丁目1番1号	
38	医療法人社団弘和会産科婦人科病院	11,000	-	14,300	-	旭川市7条通7丁目左2号	
39	名寄市立総合病院	8,500	-	8,500	-	名寄市西7条南8丁目1番地	
40	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	6,600	-	7,700	-	富良野市住吉町1番30号	
41	留萌市立病院	8,800	-	8,800	-	留萌市東雲町2丁目16番地1	
42	市立稚内病院	8,500	-	12,130	-	稚内市中央4丁目11番6号	
43	医療法人社団公和会中村記念愛成病院	5,000	-	5,000	-	北見市高栄東町4丁目20番1号	
44	北見赤十字病院	3,000	-	-	-	北見市北6条東2丁目1番地	
45	JA北海道厚生連網走厚生病院	4,400	-	4,400	-	網走市北6条西1丁目9番地	
46	JA北海道厚生連遠軽厚生病院	-	3,300	-	3,300	紋別郡遠軽町大通北3丁目1番5号	
47	JA北海道厚生連帯広厚生病院	5,500	-	-	-	帯広市西14条南10丁目1番地	
48	医療法人社団慶愛 慶愛病院	5,500	-	5,500	-	帯広市東3条南9丁目2番地	
49	公立芽室病院	-	-	5,500	-	河西郡芽室町東4条3丁目5番地	分娩していないため、他院出生児のみ受入
50	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	5,500	-	5,500	-	帯広市東5条南9丁目2番地	
51	市立釧路総合病院	4,670	-	4,670	-	釧路市春湖台1番12号	
52	総合病院釧路赤十字病院	8,844	5,500	8,844	5,500	釧路市新栄町21番14号	
53	市立根室病院	7,236	-	-	-	根室市有磯町1丁目2番地	
54	町立中標津病院	-	5,500	-	-	標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1	
55	町立別海病院	5,500	-	5,500	-	野付郡別海町別海西本町103番地9	
56	医療法人社団明誠会こじま産婦人科	-	3,000	-	-	函館市神山1丁目12番9号	
57	医療法人社団隆仁会えんどう桂楼マタニティクリニック	-	3,000	-	-	函館市桔梗5丁目7番15号	
58	おおこうち産科婦人科	3,000	-	-	-	札幌市中央区南2条西8丁目10番地	
59	医療法人はだ産婦人科クリニック	-	5,500	-	-	札幌市手稲区手稲本町2条5丁目3-12	
60	医療法人育愛会 愛産婦人科	3,000	-	-	-	札幌市手稲区西宮の沢4条2丁目1-1	
61	医療法人社団EVEウィミズクリニック	-	4,000	-	-	札幌市白石区南郷通21丁目南5番41号	
62	医療法人社団札幌西レディースクリニック	-	5,500	-	7,700	札幌市西区西町北11丁目1-5	
63	医療法人社団手稲あけぼのレディースクリニック	-	3,000	-	-	札幌市手稲区曙6条2丁目2-10	
64	医療法人社団新芽会美園産婦人科小児科	-	5,000	-	-	札幌市豊平区美園4条3丁目2-19	
65	医療法人社団青葉産婦人科クリニック	3,000	-	3,000	-	札幌市厚別区青葉町6丁目1-9	
66	医療法人社団朋佑会札幌産科婦人科	7,000	-	7,000	-	札幌市北区屯田6条2丁目11-1	
67	医療法人福住産科婦人科クリニック	-	3,000	-	-	札幌市豊平区福住3条1丁目2-24	
68	医療法人礼風会五輪橋マタニティクリニック	-	3,000	-	-	札幌市南区南39条西11丁目1番30号	
69	産科・婦人科札幌みらいクリニック	-	3,300	-	3,300	札幌市清田区平岡1条5丁目3番8号	
70	苗穂レディースクリニック	-	5,500	-	5,500	札幌市東区本町2条5丁目2-4	
71	エナレディースクリニック	-	3,000	-	-	石狩市花川南9条1丁目86-2-3	他院出生児は提携助産所(助産院エグポ)のみ受入、3,000円
72	マミーズクリニックとせ	-	5,000	-	8,000	千歳市信濃2丁目1-13	
73	おたるレディースクリニック	-	5,000	-	5,000	小樽市稲穂4丁目1番7号	
74	医療法人社団岩見沢レディースクリニック	-	3,300	-	3,300	岩見沢市8条西19丁目3-1	
75	医療法人社団卯会とまこまいレディースクリニック	3,000	-	10,000	-	苫小牧市弥生町2丁目12-5	
76	医療法人社団せせらぎ通りクリニック	5,500	-	-	-	旭川市永山6条11丁目78番地	他院出生児は提携助産所(あゆる助産院、オハナ助産院、リヲ助産院)のみ受入、7,000円
77	医療法人社団たけだ産婦人科クリニック	-	7,700	-	-	旭川市豊岡11条5丁目4番18号	
78	医療法人社団東光マタニティクリニック	6,600	-	-	-	旭川市東光10条6丁目2番14号	
79	医療法人社団豊和会豊岡産科婦人科医院	5,000	-	-	-	旭川市豊岡4条1丁目1番10号	
80	広域紋別病院	5,500	-	5,500	-	紋別市落石町1丁目3番37号	

別表2 協定参加市町村における助成額(令和2年7月1日時点)

圏域	市町村名	公費負担金額		要精密検査の際の連絡先	
		自動A B R	O A E	担当課(係)	電話番号(代表の場合は内線)
札幌	札幌市	3,000	3,000	中央区健康・子ども課	011-511-7221
				北区健康・子ども課	011-757-1181
				東区健康・子ども課	011-711-3211
				白石区健康・子ども課	011-862-1881
				厚別区健康・子ども課	011-895-1881
				豊平区健康・子ども課	011-822-2472
				清田区健康・子ども課	011-889-2049
				南区健康・子ども課	011-581-5211
				西区健康・子ども課	011-621-4241
				手稲区健康・子ども課	011-681-1211
江別	石狩市	6,600	6,600	保健推進課	0133-72-3124
渡島	北斗市	3,000	3,000	子ども・子育て支援課母子保健係	0138-73-3111(162)
	知内町	全額	全額	生活福祉課健康推進係	01392-5-3506
	木古内町	全額	全額	保健福祉課	01392-2-2122
	鹿部町	10,000	10,000	保健福祉課	01372-7-5291
八雲	長万部町	全額	全額	保健福祉課	01377-2-2454
	今金町	全額	全額	保健福祉課	0137-82-2780
檜山	乙部町	全額	全額	町民課	0139-62-2858
	奥尻町	5,000	5,000	保健福祉課	01397-2-3381
倶知安	島牧村	5,000	5,000	福祉課保健指導係	0136-75-6001
	寿都町	3,000	3,000	町民課	0136-62-2513
	ニセコ町	8,000	8,000	保健福祉課健康づくり係	0136-44-2121
	留寿都村	全額	全額	保健医療課	0136-46-3131
	喜茂別町	5,000	5,000	健康推進課	0136-55-5831
	京極町	全額	全額	健康推進課	0136-42-2111
	倶知安町	3,000	3,000	福祉医療課保健指導係	0136-23-0500
岩内	共和町	全額	全額	住民生活課	0135-73-2011(内線132)
	泊村	全額	全額	保健福祉課	0135-75-2134
	神恵内村	全額	全額	住民課	0135-76-5011
岩見沢	岩見沢市	3,300	3,300	健康づくり推進課	0126-25-5540
	美唄市	全額	全額	健康推進課	0126-62-1173
	南幌町	全額	全額	保健福祉課健康子育てG	011-378-5888
	由仁町	5,000	5,000	保健福祉課(保健予防担当)	0123-83-4750
	長沼町	3,500	3,500	保健福祉課	0123-82-5555
	栗山町	全額	全額	住民保健課	0123-73-2256
	月形町	3,500	3,500	保健福祉課	0126-53-3155
滝川	赤平市	全額	全額	介護健康推進課	0125-32-5665
	上砂川町	全額	全額	福祉課保健予防係	0125-62-2222
	新十津川町	全額	全額	保健福祉課健康推進グループ	0125-72-2000
	雨竜町	全額	全額	住民課保健担当	0125-77-2212
深川	深川市	5,000	5,000	健康福祉課	0164-26-2609
	妹背牛町	全額	全額	健康福祉課	0164-32-2411
	秩父別町	全額	全額	住民課	0164-33-2111(49)
	北竜町	全額	全額	地域包括支援センター	0164-34-2111
	沼田町	全額	全額	保健福祉課	0164-35-2120

上川	鷹栖町	8,000	8,000	健康福祉課	0166-87-2112
	東神楽町	6,000	6,000	健康ふくし課	0166-83-5431
	当麻町	8,000	8,000	健康課	0166-84-2111 (173)
	愛別町	全額	全額	保健福祉課(保健推進係)	01658-6-5111(143)
	上川町	全額	全額	保健福祉課	01658-2-4054
	東川町	全額	全額	保健福祉課	0166-82-2111
	美瑛町	全額	全額	保健福祉課	0166-92-7000
名寄	士別市	8,000	8,000	士別市保健福祉センター	0165-22-2400
	剣淵町	8,000	8,000	健康福祉課	0165-34-3955
	音威子府村	全額	全額	住民課保健福祉室	01656-9-3050
	中川町	8,000	8,000	住民課	01656-7-2813
富良野	富良野市	7,700	3,300	保健医療課健康推進係	0167-39-2200
	中富良野町	5,000	5,000	福祉課	0167-44-2125
	南富良野町	6,600	6,600	保健福祉課	0167-52-2211
	占冠村	5,000	5,000	住民課	0167-56-2122
留萌	増毛町	全額	全額	子育て世代包括支援センター	0164-53-3111(内線524)
	小平町	全額	全額	保健福祉課	0164-56-2111 (内線277)
	苫前町	全額	全額	保健福祉課保健係	0164-64-2215
	初山別村	全額	全額	住民課	0164-67-2211
	天塩町	全額	全額	福祉課ふれあい係	01632-2-1728
稚内	猿払村	7,000	7,000	保健福祉課	01635-2-2040
	浜頓別町	10,000	10,000	保健福祉課	01634-2-2551
	中頓別町	全額	全額	保健福祉課	01634-6-1995
	枝幸町	6,000	6,000	保健福祉課保健予防グループ	0163-62-4658
	豊富町	7,000	7,000	保健推進課	0162-82-3761
	礼文町	全額	全額	町民課	0163-86-1001
	利尻町	8,000	8,000	くらし支援課	0163-84-2345
	利尻富士町	8,000	8,000	すこやか保健係	0163-82-2320
網走	網走市	4,400	4,400	健康推進課	0152-43-8450
	斜里町	全額	全額	保健福祉課保健推進係	0152-22-2500
	清里町	全額	全額	保健福祉課	0152-25-3850
	小清水町	全額	全額	保健福祉課 健康推進係	0152-62-4480
	大空町	全額	全額	福祉課健康介護グループ	0152-74-2111
北見	北見市	3,000	3,000	健康推進課	0157-23-8101
	美幌町	5,000	5,000	保健福祉グループ	0152-73-1111
	津別町	全額	全額	保健福祉課	0152-76-2151
	訓子府町	5,000	5,000	子ども未来課	0157-47-2367
	置戸町	全額	全額	地域福祉センター健康推進係	0157-52-3333
紋別	佐呂間町	全額	全額	保健福祉課	01587-2-1212
	遠軽町	3,300	3,300	保健福祉課	0158-42-4813
	湧別町	全額	全額	健康子ども課 子育て相談グループ	01586-5-3765
	興部町	全額	全額	福祉保健課	0158-82-4170
室蘭	伊達市	5,500	5,500	健康推進課	0142-82-3198
	豊浦町	全額	全額	総合保健福祉施設	0142-83-2408
	壮瞥町	全額	全額	住民福祉課	0142-66-2340
	洞爺湖町	5,500	5,500	健康福祉センター	0142-76-4006
苫小牧	苫小牧市	3,000	3,000	健康支援課(保健担当)	0144-32-6411
	白老町	3,000	3,000	健康福祉課健康推進グループ	0144-82-5541
	厚真町	4,800	4,800	町民福祉課	0145-26-7871
	安平町	5,000	5,000	健康福祉課	0145-29-7071
	むかわ町	全額	全額	健康福祉課	0145-42-2415

浦河	浦河町	3,000	3,000	保健福祉課	0146-26-9004
	様似町	全額	全額	保健福祉課母子保健係	0146-36-5511
	えりも町	3,000	3,000	保健福祉課保健予防係	01466-2-4630
静内	日高町	全額	全額	旧門別地区 本庁健康増進課 旧日高地区 日高総合支所地域住民課	健01456-2-6571 地01457-6-3173
	平取町	5,000	5,000	保健福祉課 保健推進係	01457-4-6112
	新冠町	全額	全額	保健福祉課	0146-47-2113
	新ひだか町	3,000	3,000	健康推進課	0146-42-1287
帯広	上士幌町	5,600	5,600	保健福祉課健康増進担当	01564-2-4128
	中札内村	全額	全額	福祉課	0155-67-2321
	広尾町	5,500	5,500	保健福祉課健康管理センター	01558-2-5122
	豊頃町	全額	全額	福祉課	015-574-3141
	陸別町	全額	全額	保健福祉センター	0156-27-8001
	浦幌町	全額	全額	保健福祉課保健予防係	015-576-5111
釧路	浜中町	全額	全額	福祉保健課	0153-62-2307
	標茶町	全額	全額	保健福祉課健康推進係	015-485-1000
	弟子屈町	全額	全額	健康子ども課健康推進係	015-482-2935
	鶴居村	全額	全額	保健福祉課	0154-64-2116
	白糠町	全額	全額	介護健康課健康管理係	01547-2-2171 (555)
根室	根室市	7,300	7,300	保健課	0153-23-6111(2118)
中標津	別海町	全額	全額	母子健康センター	0153-75-2262
	中標津町	5,500	5,500	健康推進課	0153-72-2733
	標津町	5,500	5,500	保健福祉センター健康推進担当	0153-82-1515
	羅臼町	全額	全額	保健福祉課	0153-87-2161

(7) 北海道新生児聴覚検査体制検討協議会

1 構成員(順不同)

三戸 和昭	北海道医師会	清田小児科医院
寺澤 勝彦	北海道産婦人科医会	札幌西レディースクリニック
吉村 理	北海道耳鼻咽喉科医会	札幌市立病院
浅沼 秀臣	北海道小児科医会	道立子ども総合医療・療育センター
新谷 朋子	日本耳鼻咽喉科学会 北海道地方部会	とも耳鼻科クリニック
原田 公人	藤女子大学人間生活学部保育学科	藤女子大学
佐藤 和仁	さっぽろ子どもの聞こえ相談ネットワークを作る会	耳鼻咽喉科麻生病院
阿部 位江子	札幌市保健所	
鎌田 静香	美瑛町保健福祉課	
山谷 奈奈子	千歳市保健福祉部	
須見 千慶	北海道聾学校長会	札幌聾学校
北川 可恵	北海道立心身障害者総合相談所	
弓野 壽子	北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室	静内保健所
遠藤 篤也	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	
金田 敦史	北海道教育庁学校教育局特別支援課	
竹内 徳男	北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課【事務局】	

2 開催の経過

日時	内容
令和元年9月5日	第1回開催。北海道における新生児聴覚検査の現状と課題等について協議。
令和元年12月20日	第2回開催。北海道における療育の現状と課題、難聴児の相談・支援体制等について協議。
令和2年9月17日	第3回開催。新生児聴覚検査の実施状況、難聴児支援に係る事業、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書(骨子)等について協議。
令和3年2月18日	第4回開催。(素案)について協議。(書面開催)

(8) 参考文献

- ・ 新生児聴覚検査マニュアル 北海道(平成18年3月)
- ・ 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 新生児期及び乳幼児期における聴覚検査の実施体制に関する実態調査研究 事業報告書 株式会社キャンサーズキャン(令和2年3月)
- ・ 新生児聴覚スクリーニングマニュアル 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会(平成28年8月)
- ・ 新生児聴覚検査ハンドブック 長野県(平成29年3月改定)
- ・ 難聴のお子さんのためのガイドブック 岐阜県健康福祉部障害福祉課(令和2年3月)



お子さんの「きこえ」の手引き

「新生児聴覚検査」から「療育」までを
遅滞なく円滑に実施するための手引き

令和3年(2021年)3月 発行

北海道

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
子ども未来推進局子ども子育て支援課